
令和2年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和2年6月11日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

令和2年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (13名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	

欠席議員 (1名)

14番 田村 兼光君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君

総務課長	……………	元島 信一君	財政課長	……………	椎野 満博君
企画振興課長	……………	桑野 智君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
鞆野 希昭	1. 魅力あるまちづくりについて	①危機管理対策での日頃からの地域とのつながり ②町内小中学校の基礎学力の向上について ③町内の生活環境美化について <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者への支え ・公民館を利用した日頃からの支え、見守り活動 ・自治会内の幹線筋の環境美化 ④魅力つくりのための町内関係団体等との連携 ⑤第6次産業を推進するための取り組みは

質問者	質問事項	質問の要旨
池亀 豊	1. 新型コロナウイルス感染症について	<p>①特別定額給付金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な処理が出来るような制度、人員体制を国に求めるべきではないか <p>②帰国者・接触者相談センターは、熱が出た場合連絡したら対応してもらえるか</p> <p>③築上町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力店舗に該当しなかった事業者への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は感染防止のための休業にしか対応できないか <p>④新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への以下の項目について町の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助 ・国民健康保険税の減免 ・後期高齢者医療保険料の減免 ・介護保険料の減免 <p>⑤放課後等デイサービスの特例措置、障害のある方の通所事業、移動支援、同行援護等について対応</p> <p>⑥第2波の到来を阻止するためにどう対応していくのか、これからの取り組みは</p> <p>⑦「ちくじょう子ども食堂」の弁当配布の取り組みについて、町の支援は</p> <p>⑧学校再開後について、学校現場の声をよく聞いた対応を求める</p> <p>⑨近年の新たな感染症多発への専門家の指摘（人間による無秩序な生態系への侵入、環境破壊によって動物と人間の距離が縮まった影響等）について築上町の現状と取り組みは</p>
塩田 文男	<p>1. 防災対策について</p> <hr/> <p>2. 活気あるまちづくりについて</p> <hr/> <p>3. 航空自衛隊築城基地について</p>	<p>①本庁舎防災機能と町内防災対策について</p> <p>②職員の災害時のマニュアルは</p> <hr/> <p>①本庁空き地部分について</p> <p>②駅前周辺について</p> <hr/> <p>①防音対策について</p> <p>②西八田今津地区基地拡張について</p>

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
	4. 築上町立小中学校の将来について	① I C T教育等々について ②将来の小中学校のあるべき姿は
工藤 久司	1. 不測の事態に対する検証と対策について	①緊急事態宣言は解除されたが第2波に備え、今日までの取り組みの中間総括を聞く ②今後起こり得る自然災害への対策は
	2. 学校教育について	①新型コロナウイルスで休校となり、今後学習の遅れをインターネットを活用した授業等で補うことができると思うが状況は ②不登校児童、生徒の現状は
	3. 一連の不祥事について	①職員が逮捕、起訴され有罪判決が言い渡された本人は無実を訴えている 判決の内容と防止対策は
	4. 支出に関するポイント利用について	①町長個人でのマイルポイント取得は違法ではないのか ②カード決済することで多少の財源は確保できると思う

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。

なお、質問は前の質問者席から行ってください。

答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより、順番に発言を許します。

それでは、5番目に、**4番、鞆野希昭議員**。鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） おはようございます。4番、鞆野希昭です。通告に基づき質問していきたいと思います。

魅力あるまちづくり、大きなテーマを掲げていますけども、皆さんが日頃から行っていることについて少し聞きたいというところで挙げております。

危機管理対策での日頃からの地域とのつながりについて。我が町の魅力とは、命や財産を守り、安心して生活できることと思います。そのために災害を最小限にとどめるための危機管理に取り組んでいると思います。

本町は、自然環境的に恵まれ、安心して住める地域であり、災害も少なく、自然に恵まれています。危機管理対策での地域とのつながりとは、地域が求めていることを把握し、地域に互助の意識を高めてもらうことが重要になってくると思います。

そこで、現在、刻々と変わる情勢下の中で各自治会の防災計画の見直しについてどのような話し合いの場を持っているか、お尋ねします。

6月14日までには話し合いができると思いますけども、緊急解除自体が過ぎた後の話し合いというところでどのような計画を立てていくか、お尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

現在の計画でございますけども、7月のほうに自治会長会の会議がございますので、その中で、今現在、コロナ禍でやられている分の情報提供等を行いまして、自治会の自主防災組織等の計画について議論していただく形で考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 自治会の中では自治会長が中心で動いていくと思いますけども、地域の自主防災計画の中にはそれぞれ自治会長の下で動いていく組織を形成している方々がたくさんいると思います。

その中で、地域の互助を高めるということで、町のほうから地域のそういう防災計画に携わっている人たちに事前に説明したほうが緊急時にも皆さんが動きやすいんじゃないかと。

もし、万が一、水害を見ますと、対策本部ができました、そして、災害があつて、水も引きました、だけど、まだ、ボランティアとか皆さんがお手伝いで入るのは難しいんだと。防災対策本部のほうから、ある程度の片づけをして、それから皆さんに入ってもらいたい、ボランティアにも入ってもらいたいと。

それやら、お手伝いをしてもらう人には、どこまでのお手伝いしかできませんよと。無理を言わないでくださいよと。けがをしないようにと。けがやそんなのがあつたらボランティア組織も全部入れなくなりますよと。

そういう事前の説明をもうちょっと組織の人たちに詳しくしてやったほうが、防災があつてはならない、災害があつてはならないんですけども、災害があつたときにはスムーズに皆さんが支援できていけるんじゃないかならうかと思います。

というところは、年に1回か2回、防災計画の中の担当者、防災計画に載っとるメンバーさんを集めて町内の説明を行うとか、そういうところの考えはございますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

築上町の地域防災計画の中には、今、鞆野議員さんがおっしゃいました自主防災組織の整備計画というのがございます。今、鞆野議員さんがおっしゃいましたボランティアの関係とかというまでは記載しておりません。

内容といたしましては、自治会長さんが中心になって自主防災組織を運営していただいている状況でございます。その中で、町のほうがまずお願いしているのが、地域内の危険要素や危険箇所の調査の点検、その分を住民の方に周知していただきたいというのが1点です。それと避難路や避難所を含む防災施設の周知の徹底をお願いしております。

それと、地域内の要援護者の把握など、そういう分の情報提供といえますか、お願いをして、また、地域内での情報を総務課の地域安全係のほうに届けていただいて、改善しないといけないところに関しましては、町のほうで取り組んでいこうという状況で、今、運営を行っているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 済みません。ボランティアセンターも一緒に含んで言ってしまいました。

今の避難のことについてですけれども、避難場所の感染予防対策や避難された方たちの感染予防対策を十分できるようなしきりも今準備しておると。そういうこともお聞きしております。

それと、そういうストレスの解消とか、そういう日頃からの話し相手とか、そういう人たちがいたほうがお年寄りや障害を持たれておる方たちにつきましては安心して避難できると。

そして、今、また、この間、テレビでありよりましたんですけれども、縁故避難、親戚のほうに避難するとか知り合いの家に避難させてもらうとか、感染の関係でそういう避難形態ができてくると思います。

今、課長が言われましたように、検査の把握とか避難場所の把握とか、そういうのが、あのおばあちゃん、あの人はどこに行ったんやろうか、このじいちゃんがおらんことになったがということなく、地域の人がそういうところは把握していると思いますんで、地域の人協力も十分得られるようにまた計画を立てていってほしいと。このように思っております。

これで、①の危機管理対策の質問を終わります。

次に、おこがましいんですけれども、町内の小学校の基礎学力の向上についてと書かせてもらいました。

自分のことを言うて悪いんですけれども、本当に勉強が嫌いで、ほとんど勉強はやっていないという人間ですけれども、地域の人が、小学校から中学校に行くときは部活の強い学校やほかの進学を目指した中学校のほうに進むんだと。それで、町内におれば、町内の学校に進んで、一緒に小学校の人たちと勉強をまた積み上げて切磋琢磨してほしいという願いがあって、一般質問でしてもらえんのだろうか。

そして、学校が優秀であって、子供たちが生き生きしてきたら町も明るくなるし、町にも活気があふれて住む人も増えてくるんじゃないだろうかというところから挙げさせてもらいました。それで、学力の向上と。

ただ、学力だけじゃなくて、学校にはいろいろあると。学力の向上の中でも、新しい教育システムの推進とか学ぶ意欲や好奇心を育成するICT教育の充実、家庭学習の定着、理数教育・英語教育の推進、外国人児童生徒の就学支援、また、豊かな心の育成ということで、自己肯定感や人間関係構築力育成、感情の安定、道徳教育・人権教育の充実、不登校やいじめの問題への早期対応と早期解決、インクルーシブ教育充実のための支援体制の整備と合理的な配慮、今度は健やかな体の育成、また、就学前教育の充実。

就学前教育の充実とは自分でも何だろうかと思って調べましたところが、5歳児までの教育が

本当に重要だそうです。

まだ子供のお父さんやお母さんになる人たちを集めて、教育委員会、幼稚園、保育園、それと関係課と非常に協議しながら教育したらどうだろうかと。そのときにも、読み聞かせタイムの設定とか、そういうところで話し合うのも重要なことじゃなかろうかということで挙がっていました。

それと地域の環境です。安全安心な学校・地域づくりの推進、開かれた学校づくり、安全安心で質の高い学習環境の整備、高度情報化への対応、ICT等です。グローバル化に対応した生活環境の推進、それと教育専門家としての資質の向上。これは先生たちのほうが詳しいでしょうから。

生涯学習社会づくりの推進、地域参画型子育て事業、寺子屋事業の向上、生涯学習による人づくり・まちづくり、高齢者の生きがいづくりと生涯学習の振興、生涯スポーツ活動と健康増進、グローバル社会における社会参画活動の推進。これは後ほどの公民館の利用のほうでまたお聞きしたいと思っております。

それと家庭・地域の教育上の向上の充実、他の行政施設と連携した子育て公園、子供の生活・学習習慣の育成支援、地域における子供の居場所づくり、地域における学習機会の提供と。

教育の場というのはこれだけじゃないんでしょうけども、もろもろのことがあっております。その中でも、今回は、学力の向上でどのように取り組んでいるのだろうか、今後、またどのように取り組むだろうかというところでお聞きしたい。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

韃野議員御質問の学力向上についてお話しさせていただきたいと思えます。

皆さん御承知のように、全国学力・学習状況調査や福岡県の学力調査の結果、本町の学力の実態と申しますのは平均にわずか届いておりませんが、年々、改善傾向にあります。大変、子供たちは頑張っておることをお伝えさせてもらいたいと思えます。

その中で、現在、本町ではありがたいことに町独自の雇用の先生方がおられます。この先生方が個に応じた指導の徹底を行っているところでございます。

また、夏季休業日とかには強化講座を行っていたんですが、今年度、こういう状況で夏季休業が短くなってまいりました。そこで、放課後を使って補充学習を充実させていきたいと考えております。

また、9月から3月まで、築上塾と申しまして土曜講座を行っております。ここでは、少人数で習熟度に応じた学習支援を行っているところでございます。

加えて、今年度から3年間ですが、福岡県の学力向上の指定事業を受けさせてもらいました。

築城小中学校は、学力アップ事業、椎田中学校は学力拠点校事業をそれぞれ受けております。

この事業を通して、それぞれ、築城中学校校区、全部の小学校も含めて、そして椎田中学校区ごとに学力向上を目指しているところでございます。全校です。10校全て学力向上をこの事業で進めていきたいと考えております。

さらに、小学校と小学校の連携、小中の連携、小中の連携を深めながら、子供同士の交流、教員同士の交流を深めていき、少人数のよさを生かしながらも集団で学習する機会を意図的に作りまして、さらなる学力向上を今目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。

一つ疑問があるんですけども、市は市教委があるじゃないですか。郡部のほうになったら京築教育事務所ですね。よくわからんですけど、先生たちの管轄が市教委の管轄になるのか、それとも、京築の教育事務所の管轄になるのかと。

去年かおとしに兵庫県の小野市というところに勉強に住みたいまちづくり委員会で行きました。そのときに、小野市のほうで子供たちが頻繁に問題を間違えるようなところを繰り返し勉強できるテキストをつくって、そのテキストに基づいて家に持って帰って勉強したり、朝、学校が始まる前に勉強したり、そういうことで、その検定試験があると。検定試験を受けて、市教委がそれを採点して80点以上だったら合格点が出るそうです。

だけど、その検定試験は1回じゃなくて年に3回から4回行うそうです。そして、子供たちもそれに向けて、合格点が欲しいので、勉強するそうです。親にもそういう検定教育があるそうです。それはそれで勉強する。そして、体のほうについては、縄跳びとか、そういうことで体力づくりの検定があるそうです。

そのときに小野市で聞いたのは、小野市のほうは小野市の中だけで先生が異動されるんだと。そして、小野市の市教委が先生の異動とかそういうのをつくっていく。

そして、そういう問題も市教委が作って皆に渡すんだということを聞いたんですけど、築上町とかそういうところでは、私の子供たちが行きよった学校でも行橋市の学校に先生が替わるとか荻田の学校に替わっていく、よその学校に替わっていくとかあるから福岡県の郡部のほうの学校の先生たちの指導は教育事務所のほうで行うんだろうか、どこでやるんだろうかと。そこをちょっと。余談になりましたけど。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 今、鞆野議員の御質問でございますが、先生方については、北九州市と福岡市を除いた市町村につきましては県費負担教職員となっております。しかしながら、築上

町の先生方の服務監督権は町にございますので、人事異動についても基本は町内で行います。

しかしながら、小さい町や村等があるということで、人事交流という形で本町から他町に行くということもございますが、基本的には本町のほうで先生の異動等を考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 大体、把握できましたけども、先ほどの教育長の中の説明で学力向上の指定事業を今度受けたと。そういうときには京築の教育事務所等が応援に見えるんですか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 今、おっしゃったように、この事業を受けまして、基本的には学校の中で、もちろん校長のリーダーシップの下、主幹教諭が研究を進めてまいります。その際に京築教育事務所の指導主事等にも御指導いただきながら研究を進めていく形を取っております。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 子供の学力の向上というのは、その子にやる気を持たせると。やればできるんだという気持ちを持たせんことにはなかなか勉強も前向きにいかんのだらうと思えますけども、そういうところにもまた力を入れていただきたい。やる気を持たせるところにも力を入れてほしいなど。

もう一点、我が町では小中一貫校の、間接的というんですか、合体はしていないんだよと。定期的に中学校から小学校のほうに先生が来て、高学年のところ先生が来て中学の説明をするんだよと。それで、小学校のほうから中学に行って中学のイベントとかそういう催しに参加するんだよと。そういうふうにはされとるんですかね。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 昨年度までそういう形で小学校に中学校の先生が出前授業に行くということが行われてきました。連携が進んでいたところですが、本年度は、一歩進めて、中学校の入学説明会は、児童生徒が小学校から中学校に全部行って、そこで授業を受けるとか、それから、ちっちゃい小学校同士が集まって、複式ではなく単式で、4年、5年、6年という形で授業をするという形で、少し、一歩踏み出した形で授業展開をしようと考えているところでございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 小中一貫校の出前授業と。なかなか、小中一貫校の話をしだしたら、町長の顔を見るのが。町長は、学校としては、地域のほうからの要請、それと生徒が10人以下にならなければ統合の考えはないというところで、町長、まだそういう気持ちは変わっていないんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、私が公約に掲げた地域の皆さんに安心してもらうという形の中でこれをずっと堅持してきております。

そういう形の中で、地域の皆さんが、小学校を統合してください、いいよという話になれば話は別になりますけれども、非常に歴史のある学校、そして、また、地域の皆さんが愛着を持っておるとい形の中で、地域の皆さんも児童の確保には躍起になって努力していただいておりますし、そういう形の中では、地域を大事にしながら。

そして、こういうコロナ禍では少数校のほうが本当は我々は安心して教育してもらえる状況じゃないかなと思っておるのが現実でございますし、あまり過密になるより少し少ない形の学校のほうで勉強していただくと。これがいい一つの環境になるのではなかろうかなということで、今の私の公約は間違っていないなと自負しておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 地域の方たちの気持ちもそこに継承される文化や歴史も非常に大事と思うんですけども、そこで勉強している子供たちの気持ちはどうなんだろうかなと、この頃、よく思うことがあるんです。

また、地域との話し合いの中でも話し合いができる機会があれば、そういうところで皆さんにお尋ねしながら、どういう方向がいいんだろうかとお聞きしながらまた私も研究していきたいなと。

それで、先ほど教育長にお聞きしましたように、勉強する環境、学校内の環境、家庭の環境、地域の環境、主に通学路や生徒を取り巻く人間関係等があると思いますが、これらを前提にコミュニティ・スクールの開校が本町でも行われておりますが、コミュニティ・スクールでお手伝いしてくださる方たちの生涯学習になるようなお手伝いも学校のほうにも工夫してほしいなという要望があります。

この頃はあまり聞かんのですけど、俺たちはいつも草刈りのじょうに手伝いに行って学校の草刈り当番かみたいな話もよく聞きよったんですけども、この頃はそういう話も聞きませんから、原点に帰って、おばあちゃんと一緒に漬物を漬けたりとか野菜を一緒にお年寄りと一緒に学校の中で作ったり、そういうところでまたコミュニティ・スクールも活発的に活動してほしいと思います。要望です。

次に、町内の生活環境美化についてということで、要支援者の支えというところで挙げております。

要支援者の支えと私が挙げたのは、2017年、平成29年の4月から、全国市町村において、介護保険、介護のほうから支援に変わったときに65歳からでもチェックカードを通過すれば支援が受けられますよと。そういうふうにしたしか変わったと思うんです。それで、本町のほうにお

きましても平成29年8月24日に第1回の住民交流会を立ち上げております。

そして、昨日、(2)番の江本議員への説明の中で協議体という名前で今は頑張っているんだということを聞いたんですけども、これは、協議体というよりも、介護保険の受給率が高くなって国がパンクしますよと。それで、ボランティアさんやNPO団体やそれぞれの団体さんに手伝ってもらって地域での介護体制をつくっていきましょうと。そういう話から住民交流会が始まったんじゃないですか。そののところをもう一回教えてください。

○議長(武道 修司君) 種子福祉課長。

○福祉課長(種子 祐彦君) 福祉課の種子でございます。

ただいまの御質問にありましたとおり、当初のきっかけはそのような流れだったと思います。現状としても、介護保険料を、皆さん、最終的には保険料を負担している方、保険料を払っている方、それぞれの負担を抑えていくためにも、地域のほうで介護ができる、見守りができる状態をつくっていくためにはどういった施策ができるかという面も含めたところで、住民交流会を立ち上げ、その中で協議体という組織の立ち上げに至ったということと聞いております。

ただ、昨日の江本議員へ答弁させていただきましたが、協議体についても、随時、計10回、会議を重ね、生活支援コーディネーターを今後新たに設けることでさらにそういった事業のほうを進めていく過程にあると私は解釈しております。

以上でございます。

○議長(武道 修司君) 鞆野議員。

○議員(4番 鞆野 希昭君) 生活支援の総合事業というところで、第1回の住民交流会の中で、築上町では平成27年10月1日から総合事業を開始し、要支援者の支援をしているところだという説明文があるんですけども、どういう要支援をやっているのか、そのところが私は把握できていませんので、シェアしてほしいなど。

○議長(武道 修司君) 種子福祉課長。

○福祉課長(種子 祐彦君) 福祉課の種子でございます。

ただいま御質問にありました具体的な施策についてでございます。

まず、緊急通報装置をはじめ、築上町独り暮らし高齢者見守り支援ネットワーク事業、築上町高齢者SOSネットワーク事業等を展開しております。また、住環境の整備事業といたしまして、介護保険、保健福祉サービスを利用した段差の解消や手すりの改修に関わる費用のほうを助成しているということで実施しております。

○議長(武道 修司君) 鞆野議員。

○議員(4番 鞆野 希昭君) 介護保険が改正されて総合支援事業になったときに、訪問サービスや通所サービス、その他生活支援サービス、介護予防、ケアマネジメント等の事業も受けられ

ますというところでありますけども、訪問型サービスや通所型サービスについては、今現在、こういう要支援の方について行っておりますか。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

包括支援センター等を中心に事業委託をして、B型の通所とか、そういった事業はしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 地域で皆さんを見ましようというところで、地域での総合事業の関わり、地域の人たちが介護保険以外で自分たちの独自のサービスを提供すると。そういうふうな地域があれば教えてほしいなど。どのような、また、そこでサービスをしているのかなというのを把握しとったらお知らせください。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 築上町において、具体的にどのような地域でこういった事業をしているというのは、申し訳ありませんが、私のほうでは把握しておりませんが、昨年度、自治会長会を通じて国東のほうの先進地例の視察に行っています。

その際には、私もちょうど自治会担当の担当課でございまして同行していますし、高齢者福祉系のほうからも、2名、包括支援センターと係員のほうが同行し、一緒に研修を受けております。そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野です。

今の御質問で、各自治会のほうで研修に昨年度行っているんですけど、自治会のほうで、独自に、買い物支援の実施とか、あと、自治会長さんが訪問して見守り活動を実施している自治会、あと、商店と協力して移動販売を実施している自治会もあるようです。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 同じ町内に住んどってそういうサービスを受けられる自治会と全然全く動かない自治会ということにつきましては、少し自分たちの自治会とサービスのいい自治会には格差があるなということも出てきますので、そういう買い物支援とか移動サービスとか見守り、そういうことをしている自治会があれば、広く町内の自治会にも紹介してもらって、そこで実際にしている人の言葉も、こういうところでやっておりますよと。

気軽じゃないんでしょうけども、すぐ皆さんもやる気になればできますよというようなPRとかお知らせを今後していただけるような考えはありますか。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 自治会長会の中で意見とか状況の報告等をしてもらいながら意識を高めていければと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 年取り、また、ハンディーキャップを持っておると。そういうところになれば、年を取れば取るほど今後のことが気になってくることと思います。

もう私も老友会に入ったんですけども、65歳、今から年を取っていく中で、友達とよく話んですけども、みんな集まるようなところがなくなったねと。公民館とかでみんなで集まって将棋かマーじゃんか何かすることができたらいいねと。

年を重ねるに当たって寂しい気持ちが比例してくると。反比例ならいいんですけども、年を取って寂しい気持ちがなくなったというならいいんですけども、年を取るにつれてどこか不安が出てくるところがありますんで、自治会長会の中でも、また区会等にお知らせする中でも、そういうことができればよろしくお願ひしたいと思います。

次に、公民館を利用した日頃からの支えと見守り活動というところで、公民館が地域の核になるのではなかろうかなと。そして、安心安全をテーマとして子供たちと住民と一緒に地域の安全マップの作成等もできてくるんじゃないだろうかと。それとか、子供から高齢者までできる取組を公民館で集まって話せば、また公民館活動も充実してくるんじゃないだろうかと。

それと、今、子供の支援とか健康づくり、環境美化運動、生涯学習、公民館の活動の広報報告を通じて地域の核になるような公民館づくりとかいろいろありますけども、昔は愛のネットワーク活動というところで、民生委員の70周年を記念した愛のネットワーク活動の中で。

合併する前です。椎田町につきまして、福岡県の土木、保健、それぞれの関係を入れて、二百何十人という体制で愛のネットワーク運動を。それも公民館課でやったんですかね。係やったんですかね。

そういうところが中心になって、公民館活動、公民館が生き生きすれば、地域が生き生きするんだというところで頑張っておられましたんですけども、今後、公民館での活動について、地域の核として地域の盛り上がりをつくると。そういうような、それと見守りとか、一番中心の、お年寄り、ハンディーキャップを持った人たちの見守り等を公民館を中心にやっていくお考えはあるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は自治公民館長連絡協議会というのがありますが、まず、今は館長連絡会はあまりされていないんじゃないかなという気がします。

だから、これをもう少し活発にしながら情報交換をやって、次はどういうことを統一してやろうじゃないとか、そういう話を公民館長会議の中でやってもらえればありがたいかなと思っておりますし、担当課のほうに、一応、現在、ちょっと停滞しておれば、もうちょっと停滞しないようなお手伝いをしていくという形を取ってまいろうかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） ぜひお願いいたします。

公民館活動が進めば地域福祉の向上になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、自治会内の幹線筋の環境美化。

これはどういうことかといいますと、自治会内の幹線道路の周りの草刈りやごみ拾い等については自治会内で責任を持ってしてもらおうと。それぞれの自治会がそういうことをやれば、築上町は全体が公園的になってくるのではなかろうかと。

そういうところはなかなか自治会長のほうにお願いしてするのも難しいところと思うんですけども、考えを変えて、ごみ拾いイベントとか草刈りイベントとか、子供から年寄りまで出てきてそういう草刈りを自治会の中で行うとか、そういうふうなことを。

環境課になるんですか。答えるといったら難しいと思うんですけども、何かそういうところで環境美化みたいなどの考えはおありでしょうか。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 環境課の武道でございます。

まず、環境美化の今の現状について説明させていただきます。

環境課が行っている環境美化活動につきましては、築上町の環境美化推進及び生活環境保全に関する条例に基づき、防衛省の再編交付金を活用した環境美化推進基金により各自治体の協力のもとに清掃活動、環境美化活動を行っています。環境美化は各自治会で年間を通して行っております。

ただ、例年5月末から6月初めは国環境美化週間ということになっておりますので、そのときに全自治会によって町内一斉の清掃活動をしている状況であります。この取組によって、ごみの排出抑制とか資源の再利用の意識を高める形で行っております。

ただ、今年度は新型コロナの感染防止対策といたしまして環境美化週間中の取組については中止をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。

自分の住んでいるところが、草もなく、ごみもなく、道の端でもちょっと座ってみろうかなど。そういう気持ちになれるような町になりたいなと思っておりますので、いろいろ御苦勞もあると思いますけども、また、よろしく願いいたします。

それと魅力づくりのための町内関係団体との連携と。

これは、町の魅力づくりのためには行政だけでやってもなかなか町の魅力はできんのではなからうかと。JAや商工会やそれぞれ団体等を取り入れてやればいい案が出てくるんじゃないかならうかという考えで書いたんですけども、福島県の大田市の浪江町で新発見があったと。

浪江町の住民ボランティアさんによって浪江町をPRするCMを作ろうと。学校の生徒まで取り入れてやったところが、物すごく、浪江町に住んでいる人が知らないようなところの映像やいろいろが出てきたと。

それも、その映像を出したのは、浪江町の人じゃなくて、よそから移り住んできた人とか若い人とか、よそ者、若者、ばか者といって書いていたんです。そういう人たちがいかした目で、本当、町に住んでいる人が気がつかないようなところの写真を撮ってCMを作ったと。

それで、この町が好きの人が中心ではあるんでしょうけども、よそから来た人の意見と若者の意見、学校の生徒たちも、一生懸命、自分の好きなところの話し合い、そういうようなところで、ここに住んでって気がつかんやった、灯台下暗しみみたいになるんじゃないかと、何かそういう人たちと一緒に我が町の魅力を再発見するというような連携もつくってほしいなど。抽象的なところばっかし言ひまして、所感も混じりましてすいませんが、これは希望です。

次に行きます。第6次産業を推進するための取組について。

これは、北代議員が、昨日、御説明されている中でいろいろ分かったんですけども、我が町ではクイモやヤーコンに付加価値をつけて6次産業を行っているということを知ったんですけども、6次産業を行うには、今から年寄りばっかしの少子社会が急速に進行して、農産業対策においては都市部へ人口が移動して閑散としてくると。

そういう過疎化や高齢化を避けるためには、ブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズム、それと地域情報課のアドバイザー、アンテナショップ、ふるさとサポーター等をつくって町との交流も図りましょうという事業も今盛んに行われているところだと思いますけども、若者が我が町に定着して我が町で働くと。そういうところで6次産業を考えてほしいと。

それには、所得の向上である程度の所得がなければ若者も定着しませんでしょうし、雇用の創出というところで奥さんたちもパートで雇えるような施設ができれば、それと地域の活性化にもつながるような6次産業を立ち上げてくださる方がおれば、そういうところに補助金や指導等を

行いながら充実した6次産業ができてくればいいなと思いますけども、そういう、また、大規模な6次産業をつくるというところにおきますと、経費の問題や衛生管理の問題、専門的知識の問題等が絡んでくるとと思いますが、我が町は一次産業が中心の町であります。

一次産業でできたものに付加価値をつけて売っていく。そこで所得の向上に努めるということになれば、かなりの規模の6次産業を行わなければいけないと思いますが、そういう6次産業の計画は、町長、あるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいまの指摘のことは、大変、大事なことでございますけど、地道に活動しながらいっているというのが現状です。

特に築城地区のほうがこの点については非常に活発化されておるところでございます。寒田から松丸までを含めた上城井地区のふれあい協議会、ここが中心になりながら、それぞれのいろんなもくろみをしながら活動していただいておりますということで、これが町外の人に少しずつ知れ渡ってきておりますし、それと、下城井では蔵内邸、それから、神楽等々が非常に本町の進行に一つ寄与する団体ではないかなと思っております。

旧椎田は、岩丸共和国というのがございますから、これはもう20年以上になります。30年ぐらいになりますかね。一応、継続しておりますが、現在は商品の発送は終えたんですけど、みそづくりという形の中で皆さんも頑張ってくださいとおと。

それとまた旧椎田も神楽があるということで、これらが、町外への発信、そして、域外、京築以外への発信をすることによって産業振興になると。

漁業については、アサリ貝、これを何とかものにしようということで、今、豊前海で、それぞれ網を海に土砂を入れて海に置いとけば自然に稚貝が活着すると。これを何とか増産体制に持って行って豊前海の特産にしようじゃないかということで、特に、今、椎田漁協。旧です。

今は支部になっておりますけれども、豊築漁協の椎田支部という、ここが一応基本になって、あと、地域づくり協力隊、漁業に1人、松村君が応募してきて、今、頑張っておるところでございますし、彼に漁業に定着していただいて、一つ、もうちょっと事業化をもくろんでもらえればいいかなと。このように考えておるところでございます、できるだけ地域づくり協力隊の公募をしながら、一つ、都市部からの流入も試みたいと。

1人、農業のほうでもおりましたが、一応、今、小原のほうで頑張ってくれておりますし、一応、地域づくり協力隊は卒業して、現在、自活していくということで頑張ってくださいとおとところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 本当に一次産業の衰退というのが激しくて、昨日も北代議員のほうがあっただけなんですけども、営農組織も、若返りを図るといってもなかなか、その地域では若返りが図れないと。よそから誰かに手伝ってもらわんといけないというところが多数あると思います。

本町においては、農業の楽しさ、それと一緒に農業をしながらの触れ合い、そういうところで、また、町長のほうでも御苦労していただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで、一旦、休憩いたします。

再開は午前11時からいたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番目に、13番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 13番、池亀です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症についてのみ質問をさせていただきます。

初めの特定定額給付金について、迅速な処理ができるような制度、人員体制を国に求めるべきでないかということですが、この質問の趣旨ですが、1人10万円給付が届くスピードが遅くなったのはなぜか、迅速な処理ができるような制度、人員体制を国に求めるべきではないかということについて、質問します。

私は、この通告を5月29日に提出しました。その時点では、遅くなった原因についてマスコミ等の報道があまりなく、論点をそこに置いて資料を整理しておりましたが、それ以降、矢継ぎ早に次々と報道がありました。

5月31日に西日本新聞は「遅い10万円 政府空回り」として、7月30日の給付スタートから1カ月、1日も早く国民の手元に届けると成果を急ぐ政府の思惑とは裏腹に、オンライン申請はトラブルが相次ぎ、郵送手続も都市部でも遅れが浮き彫りに、事務を担う自治体は混乱し、世帯主に一括給付する仕組みへの不満の声も漏れるとして大きく報道、政府は当初の減収世帯に30万円を給付する方針を撤回、迷走に伴うもたつき、非難に神経をとがらせ、当期の給付開始という実績づくりが最重要課題となったとして、支給開始をあおる政府広報、事前調整のない制

度設計として新聞報道は批判しています。

時事通信社が行ったアンケート調査では、現場職員の苦悩と憤りが伺えるとして、実施主体が市区町村である以上、支給開始時期について政府が希望的観測で広報すべきものではない（高松市）、各自治体の準備状況を公表し、あたかも競わせるようなことはやめていただきたい（宇都宮市）、なぜうちの市はこんなに給付が遅いのかという不安を募らせ、膨大な苦情の誘因になっている（堺市）、急ぐあまり事務処理に誤り、総額1億から2億もの二重給付が発生などが報じられています。

本来、緊急事態宣言の期間中に給付が終わっているのが当たり前です。そうでなければ、何のための「特別」なのか。

私が長い間住んでいた大阪では、休業していた多くの事業主の皆さんにまだ1円の給付も届いていません。

築上町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力店舗支援金が、多くの事業主の皆さんに届けられ、苦境に陥っている事業者の皆さんを助きました。

今、求められているのは、この築上町のような制度ではないかと思います。この件について町長のお考えをお聞きします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 僕は、基本的には、これは言い訳になりますけれども、コンピュータの関係で、ソフトを構築しなければいけないということで、これが導入したのは5月18日出来たのがですね。それ以降、オンラインでの受け付けが25日ぐらいから始まりました。そして、このオンラインの受け付けが約100件ぐらいございました。

この中でも不備なものは、一応、連絡をして訂正をし直してもらうということで、オンラインでもらった方たちには6月1日に一応、振り込みを致したところでございます。

あと、郵送の分については、25日に全て請求書を全家庭に発送いたしまして、そして、その受け付けは、受付日が6月1日でございますけれども、それ以前に送ってくる方もございます。6月1日の受け付けで、支給が6月8日の日に1,000人弱支給をしておるところでございます。

本日、あとは、課長のほうから言わせますので、ちょっと詳しい通知は課長のほうから言わせますので、そういうことです。

今日現在で約3割の給付は終えているという状況でございます、あとは、詳しくは課長のほうから答弁させます。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。給付状況が遅れた件に関しましては、

5月10日の臨時議会で私のほうから御説明申し上げた次第でございます。

今の給付状況でございますけれども、5月25の日に郵送にて各世帯のほうに申請書のほうをお送りいたしました。

昨日現在でございますけれども、8,692世帯に郵送いたしまして、約78.4%の申請書のほうが返ってきておりまして、その分、今、申請書のチェックが終わっている分が63.4%になります。全体でいきますと8,692世帯のうち63.4%のチェックが終わったところがございます。

本日、振り込みを行いまして、6月11日現在、8,692世帯中、約30%の世帯につきまして給付金の振り込みが終わっております。

今後、6月16日に先ほど申し上げました63.4%の世帯につきましては、振り込みを終える予定で考えています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私の質問と全然噛み合っていない答弁だと思いますが、私が先ほども言いましたように、論点は主旨は国に対して求めるべきではないということが主旨です。

もう一度質問をします。

この後、朝日新聞も報道しましたが、「10万円申請、自治体疲弊として特別定額給付金の申請対応に各自治体が苦悩している。悩みの種はオンライン申請だ。膨大な確認作業と素早い給付を求める声との板挟みで、担当者からは恨み節も出るありさまだ。いつになったら振り込まれるんだ、殺すぞ、早くやれ、すぐやれ。鳴りやまない電話の受話器越しに怒声が響く、膨大な支給を担う市職員は、応援職員を含めて11人、パソコンに通帳やクレジットカードの画像を映し出し、口座番号を読み上げる、それを隣のスタッフが別の画面を見て確認する。1人が15回申請した例もあったと報道されています。

全国町村会は、4月8日緊急経済対策への収入が減った世帯に対する30万円の給付、最初の30万円の給付に関して、窓口を担う自治体に混乱や過度な事務負担が生じないように求めています。

このようなずさんな制度設計、そして、疲弊する自治体職員体制について、全国の自治体とともに声を上げるべきではないか。

これからもし大災害が起こったとき、今回のコロナについてもそうですが、もし町で感染爆発が起きた場合、今の体制で町民の安全を守ることができるのか。国に対して言うべきことは言う、このことが私が、今、町に対して求められていると考えます。これが趣旨です。答弁をお願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

今、池亀議員さんが言われたとおりだと思いますけれども、今回の特別定額給付金につきましても、国から見れば私たち市町村に対しても国の国庫補助事業の一環という認識でございますので、国の補助交付要綱を定めていただいた後に給付する形になっていきますので、要綱を私のほうが町村だけが変えてくれといってもなかなか難しいことではないかなと思っております。

また、人員配置につきましても、国の言い方というとおかしいんですけども、事務費をつけてあげているのだからこちら市町村のほうでその分を賄って迅速な処理をしろという、要綱ではそう読めるような要綱となっておりますので、今回については、要望は行わず、迅速に対応するために会計年度任用職員や私ども職員の中で応援体制として処理をやってきたところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 言っていることはわかるんです。ただ、これから、今は、日本のこれからの環境破壊とか後で述べますが、これから町民を守っていく体制が、私、3月議会でも述べましたが、どんどんどんどん減らされていく職員体制で町民を本当に守っているのかということをやはりこれからの機会をコロナのような災害が起きたときにどう町民を守っているのかという立場で、やはり国に対して、先ほどの町村会もそれを通して意見を述べていくべきだということ強く述べておきたいと思えます。

次の質問に移ります。

帰国者・接触者相談センターは、熱が出た場合、連絡したら対応してもらえるのか、これは、広報にここに連絡するようにと書かれていますので、質問します。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、保健所の人員不足が深刻な状況に陥っています。福岡市各区の保健所に置かれた帰国者・接触者相談センターは4月に入り、1日の相談件数が1,000件を超える日もある。ある担当者は、受話器を置いたらまたすぐにかかってくる状態、1件の対応に30分以上かかることもあり、夜間も交代で携帯に転送され、電話を受ける。対応は限界を迎えつつある状況と4月のときに言われています。

安部首相は、4月17日、「症状のある人が受診する上で感染の有無を調べるPCR検査に関し、各地の医師会の協力を得て、検査センターを設置する。かかりつけ医が必要と判断した場合は、直接、このセンターで検体を採取し、民間検査機関に送ることで保健所の負担を軽減する」と記者会見で述べています。

5月上旬、埼玉県の80代の男性が症状を訴えながらPCR検査を受けられず容体が悪化し、

死亡したことなど、全国で相談しても検査や受診につながらないなど、混乱が相次いだことから、厚生労働省は、5月8日、コロナ感染症の相談、受診の目安を見直しました。5月の臨時議会で、私は、豊前築上医師会がPCRセンターを八屋にドライブスルー方式で開設することについて質問しました。

それに対して、町は「対応はない」という答弁だったと思います。

それでいいのでしょうか。町としても医師会と連携して、何らかの形で対応を行うべきではないかと私は思います。いかがですか。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

昨日、質問の中で、住民課長、吉川がこの件について答弁しておりますけれども、まず、帰国者・接触者外来の関係なんですけれども、京築管内は京築保健福祉環境事務所のほうに設置をしております。まず、広報等で流しておりますけれども、そういうコロナの関係の症状が発症した場合には、まずそちらのほうに御相談してくださいというのが県からの通知でございます。

この関係で、保健福祉事務所等も県が出先機関等統合した関係で、人数などが少ないということで、なかなか電話がつながらないんだけどということで、住民の方からもこちらのほうに苦情が寄せられているところでございます。

その旨は県の保健福祉環境事務所のほうに住民の方から電話がつながりづらいんだよという形でこちらのほうからもお願いは、電話の台数を増やすなりしてくれるような形ではしてまいります。

それで、なかなか対応ができないということで、豊築の医師会行橋みやこ医師会のほうで週2日程度、1日当たり13時から15時、2時間ということで、医師会独自でPCR検査ができるようにということで、京築管内そういうふうにセンターと言いますかPCR検査ができるような体制を医師会の方が整えていただいたと聞いております。

ただし、昨日、吉川が申し上げておりましたけれども、私たちが直接行って、PCR検査を受けたいんだけどということに関しては、医師会のほうも受けられないということで、あくまでも自分たちのかかりつけ医のほうにまず御相談を頂いて、そこのかかりつけ医が判断をして、PCR検査が必要であるという状況の判断の下、医師会がやっているところのほうにPCR検査に行くというふうに私どもは聞いている次第でございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 私の質問もそういう内容で質問をしたんです。町は、やはりもし第2波が起きたときに、今の、週2回、午後2時間というその体制で、対応できるのかという

ことですよ。これからやはり、先ほども言いましたように、そういう体制を取るよう国・県に働きかけることが、私たち住民も声を出すことが大事ですが、町もそういう意見を述べて、体制を整えていくことが大事ではないかということをおは思います。

次の質問に移ります。

築上町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力店舗に該当しなかった事業者への支援について質問します。

今回、休業の対象にならなかった事業者は、収入の減少などから何らかの形で新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思います。

町長は、感染防止のための休業補償とおっしゃっていますが、今回、該当となった支給を受けた方々は、休業をする前からほとんどお客さんが来ず、町に対して、本当に助かったと私は何人の方からも感謝の言葉を言ってくれと言われました。

町を支えている事業者を少しでも支援したいという意味で、該当しなかった事業者への支援も考えられないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 何回も私は申していると思いますけれども、感染防止策が第一だということで、県が休業要請をしたところ、本来なら私はこの休業要請をしたところは協力金を出すべきだろうと判断をしておりましたけれども、県が出さない、そういう形になれば、何らかの形で町は対応しなければ、もし営業をやられて、県が出さないという、これも、一応、要請だから営業をしようと思えばやってもいいという状況になるので。そういう形の中で、休業していただくということを推進するためには、協力金を出すべきだろうという判断で、協力金を、一応、県の要請したところと、それから、人の体に接触する業種ですかね、こういう業種については、町独自でやらなければいかんだろうということで、これが感染防止対策だということで判断して行ったところですよ。

そして、あと、国、県はいわゆる減収した事業者には、国、県の補填があるということで、ぜひいろんな補填があります。貸付の方法とか、それから、直接、補助金を出す方法など、いろいろな制度がございますので、ぜひそちらのほうでお願いしたい。町としては商業振興という形の中で、商品券は、これは住民とそれから町内の商業振興と両方兼ね合わせたところで、商品券は、これは発行しようという過程に至ったという状況でございますし、事業者にあとのお金を出してくれというのは、これは町としては無理だなという判断をしたところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今の答弁は臨時議会でもそう聞いていますので、同じ答弁はあまりしていただかないで、時間がありませんので。

先ほども私が申したように、私が長い間住んでいた大阪では、今、町長がおっしゃったような協力金、一切、まだないんです。圧倒的なところが。今、本当にもうつぶれかけているんですね。

確かに築上町は本当に役立っているんです。そういう中で、やっぱり築上町を支えている事業者の皆さんを何とか守っていただきたいという私の気持ちを伝えまして、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への以下の項目についての対応をお聞きします。

就学援助です。4月6日の衆院決算委員会で萩生田文科省相は、「直近の収入状況で申請ができるような柔軟な対応事例を各自治体にしっかりと示すとともに、保護者への周知も徹底されるよう働きかけたい。特出して周知し、自治体に働きかけたい」と答弁されています。

そして、文科省は4月24日に、事務連絡で、特別な事情がある場合、申請時の収入の状況で判断するなど、新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変したものに対しても現下の状況に鑑みた柔軟な対応。保護者への情報提供に努めるようお願いするとして、1、申請期日までに申請が難しい場合は、期間の延長など、可能な限り柔軟な対応を行うこと、2、年度途中で認定を必要とする場合は、速やかに認定をし、必要な援助を行うこととしています。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者への就学援助の取り扱いはどうなっていますでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課の野正でございます。

就学援助についてでございますが、小中学生の保護者へ学校を通じて就学援助制度についてのお知らせを配布しております。また、町のホームページにも掲載しております。同じお知らせを御説明できるようにしております。

内容についてでございますが、例年は該当年度の5月末までに申請すれば、7月1日の認定とされていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、6月末までに申請していただければ、7月1日の認定としています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変して経済的に困りの方は教育委員会へ相談いただくように記載をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） わかりました。

次の国民健康保険税の減免、後期高齢者医療保険料の減免、介護保険料の減免について質問します。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税、後

期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援についてが4月8日、介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援についてが4月9日、厚生労働省から事務連絡が相次いで出されています。それぞれのついでの対応をお聞きします。

○議長（武道 修司君） 今富税務課長。

○税務課長（今富 義昭君） 税務課の今富でございます。

池亀議員の説明でございますが、税務課の国保関連の関係につきましては、現在、築上町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し被保険者に対する国民健康保険税の特例に関する規則というものを現在制定しております。それに基づいて減免の準備を進めておるところでございますが、国保税の関係については、7月5日以降に納付書の発送を行います。その納付書の封筒の中に自分が対象になるかどうかということと一緒に封入をして、もし対象になれば、どういう手続が要るかというところのチラシを入れて、周知を図りたいと思っております。

○議長（武道 修司君） 吉川住民課長。

○住民課長（吉川 千保君） 住民課、吉川でございます。

後期高齢者医療保険料減免について、御説明します。

後期高齢者医療の保険料減免につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合の条例により実施されます。専決処分によって条例改正手続中であるため、同広域連合が5月26日に連絡があった内容でお答えいたします。

広域連合の条例では、従前から保険料の減免規程があり、納付期限の3日前までに申し出ることとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響の場合においては、令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されている保険料の全部または一部について減免すると規定される見込みです。

なお、専決処分の施行日については、未定でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

介護保険につきましてお答えさせていただきます。介護保険につきましては、福岡県介護保険広域連合の、減免規則というものがございます。それを改正してございまして、新型コロナウイルスに関する減免規則のほうを設けております。規則のほうが令和2年4月1日から公布という形になっております。

周知の件については、広域連合と協議をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 周知のほうですけれども、国保の税務課長がおっしゃっていた
だいた封筒に同封してくださるという件、大変嬉しく思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

放課後等デイサービスの特例措置、障害のある方の通所事業、移動支援、同行援護等について
の対応について、お聞きします。

1つ目の放課後等デイサービスの特例措置ですが、厚生労働省は、4月10日の衆院厚生労働
委員会で「新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている放課後等デイサービスの基本報酬
の特例措置について、家庭内で実施が困難と思われる高度なことを課すことを求めるものではな
い」と述べ、自治体に改めて周知する考えを示しました。

障害のある児童生徒が通う放課後等デイサービスについて、厚労省は、感染防止などで欠席し
た子供に電話対応することで、通所と同額の報酬を算定しています。

また、障害者の通所事業にも国は利用者が自粛した場合、電話で生活状況の聞き取りなどを行
えば、報酬を認めるとの通知を出しています。が、私もちょっとこの制度はあまりよくわからな
いんですけど、この放課後デイサービスと通所事業というのは同じ意味ですか。築上町はどのよ
うに対応していますか。

それから、遠賀町は6月議会にコロナ渦の休校に伴う障害児通所給付費340万円を補正で上
程と報道されてきました。これは、放課後等デイサービスの補正予算でしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

ただいまの御質問にありました放課後デイサービスと通所サービスについてですが、放課後デ
イサービスというのは18歳未満、子供に対する放課後の通所サービスになっております。その
ほかの通所サービスというのは、成人の方が施設のほうに通所して受けるサービスとなってお
ります。

今回の通達の中で、先ほどご質問の中にありましたように、コロナの関係で施設とか本人さん
が不安になって通えないという場合に、電話等でのフォローというか、した場合にも通所したも
のとみなして算定しなさいと。

また、放課後等デイサービスでも小中学校が休校となっております。休校になった際に、通常
であれば平日なのに、それは、休日の料金換算で算定してあげてくださいと。

また、支給量のほうを、大体、当然、本人さんと御相談の上、決めさせていただいているの
ですが、今回のコロナウイルスの影響で休校となって、時間数とかが増えた場合でも支給量の上限

を超えた場合でも柔軟に対応しなさいとかという通達はいただいております。

本町においても、そのような通達に基づき、柔軟に対応している次第でございます。

先ほど申し上げた補正予算についてですが、本町においては、当初予算において、放課後等デイサービス、通所サービスの予算を、若干、上限がございますので、それを見越したところで算定しております。

今回、この範囲内で実施できるというふうを考えておりますので、具体的にこの補正予算ではあげておりません。

また、今後、費用のほうが確定し、予算不足が生じるような状況となれば、9月議会、12議会のほうで補正をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 大変丁寧な説明をありがとうございます。よくわかりました。

こういう制度の趣旨に沿って、今、言われたような柔軟な対応でぜひよろしくお願いします。

次は、これも私はちょっとよくわからないんですが、次の移動支援、同行援護ですが、町からいただいたこの障害福祉のしおりというものに「動向援護」というのが載っているんですが、「移動支援」というのが載っていませんで、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が減る人が多くいることが想定される」として、厚生労働省は、3月、事務連絡で、自治体が必要と判断した場合は、移動支援を自宅でも使っても差し支えない。同行援護についても、厚生労働省は、4月28日、「ヘルパーが単独で買い物を代行したり、薬を受け取ったりできるとする事務連絡を出した」という報道があります。

先ほどの私がわからないところの説明と築上町はどのように対応しているかについてお聞きします。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

まず、対応についてですが、通達のとおり、うちのほうでも対応するというふうを考えてございます。

移動支援と同行援護についてですが、障害の内容によって名称が違う形となっています。障害の方と一緒に外出して、買い物なり、あるいは、美術館に行って鑑賞したり、そういったものをサポートするサービスとなっております。

今回、移動と同行援護に関してですが、コロナの影響で外出する時間が短くなったと。例えば、通常であれば、食事に行ってそこで食事をして帰ってきていたのが、ケータリングになったと。では、ケータリングして帰ってきた後の食事のサポートなんかはした場合には時間にみなしてい

いですよとかという形での通達になっております。

当町といたしましても、それに基づき、対応をしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 少し心配していたんですが、通達に従って本当に対応して、町民の皆さんが本当に暮らしやすく生活していけるような、そういう状態を整えていただきたいと思います。

次に、第2波の到来を阻止するためにどう対応していくのか、これからの取組についてお聞きします。

この第2波の到来に備えた取組についての質問のために準備をしていた5月31日の西日本新聞に「第2波対抗へ 北九州方式」という記事が掲載されました。北橋市長は「日本で初めて早期発見、早期治療のため全員を検査している。無症状の陽性者も多く出るが、短期決戦で収束させるには必要だ」と強調する。無症状を含む全ての濃厚接触者の検査に踏み切ったきっかけは市内で感染再発の情報を受け、各医療機関が救急搬送で運ばれたコロナと無関係の患者を念のために調べたところ、次々と感染が判明した。検査対象を広げれば、確認される感染者数も増えることは想定され、対外的に市内で感染が広がっているとの印象を与えることは市も覚悟の上だ。そして、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議構成員で東北大の押谷教授は、地域の中で感染が検出されないまま伝播が進むことがあり得る。地域の中で隠れてしまっているクラスターや感染経路をいかに早く検知していくかが課題だと指摘する」という記事です。

そして、6月2日には、社説で「今回の再拡大の感染者には、感染確認ゼロの期間に発症し、病院にかかっていた人がいる。発症から検査実施までの間に感染が広がった可能性もある。なぜこうした検査の遅延が生じたのか、検証すべき問題だ。感染再燃は、今後、各地で発生する可能性が否定できない。それを大きな波にしないことが大切だと社説で述べています。

私も、この北九州方式は、第2波に向けた取組として評価できるものと考えます。町のお考えをお聞きします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

まず、北九州市の全員検査ということに関しまして申し上げたいと思います。

北九州につきましては、市民全員を検査するというわけではございません。厚生労働省は定めております濃厚接触者の恐れがある方につきましては、自宅等で2週間待機をしていただいて、それで症状が出なければ、濃厚接触者のところの枠から外すということが厚生労働省の基準といえますか、定めてございますけれども、北九州においては、北橋市長のリーダーシップの下、濃

厚接触者の疑いがある方についてもPCR検査を全て実施をするということで、検査を実施しております。その中で、今まで症状が出た方のみPCR検査を実施するということがあったんですけども、無症状者の方もPCR検査を実施することによって、陰性、陽性が判明して、今の二十何日間かゼロだったものが次々にそういう陽性者が確認されたというように私どもは認識しております。

また、今後の第2波、第3波につきましての町の取組ですけれども、昨日の北代議員さんの質問の中で私も答弁いたしましたけども、これまでやってきた感染予防の啓発に関しまして、住民の方の御協力をいただいております。感染が最小限に抑えられていると認識をしております。引き続き、住民の方に御協力をいただきながら、感染予防についての啓発を行っていきたいと考えております。

また、予算面につきましても、予算で購入しないといけないような備品等につきましても、随時、購入を考えておりますし、各方面、学校、もしくは保育所等につきましても、県のほうから必要なガイドライン等が各所管のほうに来ておりますので、それに基づいて、施設の管理運営を行っていただきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今、新聞記事も濃厚接触者を踏み切ったと書いています。今、課長さん、おっしゃるとおりです。

先ほども言ったように、北九州は築上町と財政が全然違いますので、比べるわけにもいきませんが、補正でこのPCRセンターの予算を組んでいますよね。町でそういう予算を組むということとはできないと思うんですが、先ほども言ったように、第2波、第3波に備えてやはり検査ができる体制を整えていくことが私は大事ではないかということをお願いしまして、次の質問に移ります。

ちくじょう子ども食堂の弁当配布の取組について、町の支援はどういうものか、全国の幾つかの自治体で就学援助世帯に休校中長期に給食が提供されないことから、休校中の給食費に代わるものとして、経済的に配慮を要する世帯の支援制度を創設しています。

築上町では、ちくじょう子ども食堂の弁当配布についての取組についての報道がありました。

町の支援について伺います。この弁当配布の取組についてと町独自の支援がもしあれば、お伺いいたします。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

まず、子ども食堂につきまして答弁させていただきたいと思っております。

子ども食堂につきましては、社会福祉協議会の独自事業で実施されているものでございます。新型コロナウイルスの影響前には、たしか毎月第2・第4金曜日の夕方に開催しておりまして、そこには当町の職員もボランティアで参加していた職員が複数おると聞いております。

今回、新型コロナウイルスの影響で、ケータリング、日中の弁当配布という形になってからは、日中ということもあり、ボランティアでの参加はできていない状況ではございましたが、企画振興課のほうに所属しています国際交流員とコーディネーターのほうがオーストラリアの料理交流事業という形で、数回、そちらのほうで参加させていただいております。

子ども食堂の弁当に関してですが、連休、4月21日から合計6回、いや、10回ですね。実施されているところでございます。

財政的な子ども食堂に対する支援についてですが、子ども食堂の事業自体、単独での財政的な支援はございません。ただ、当町といたしましては、社会福祉協議会のほうの補助金と委託料のほうの支出を行っております。

今回、新型コロナウイルスの影響ということもございますので、事業内容等を協議させていただきながら、柔軟に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） よくわかりました。

次に、学校再開後について、お聞きします。

先日、5月28日、NHKの熊本放送で熊本市立の小中学校の夏休み期間について教育委員会会議が開かれたというニュースが放送されておりました。このニュースの中で、委員の意見は、第2波、第3波が来て、再び休校になることに備え、授業をやれるときにやったほうが良いとして、夏休みを短縮し、授業をすべきだという意見から通常どおり40日の夏休みを取るべきだという意見まで幅広く意見が出たと言っておりました。

築上町もこのような教育委員会会議が開かれましたか。開かれたとして、どのような意見が出ましたか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

今、池亀議員の御質問でございますが、夏季休業日の短縮等につきましては、教育委員会でも協議をいたしました。

その中で、子供たちにやはり夏季休業の意味がありますので、いく必要が。しかしながら、4月、5月と学校休業で授業時数が減っている関係から、やはりやむを得ず短縮をしていかなければならないということで、最終的には本町におきましても、夏季休業期間を短縮するという結

論を出したところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 先ほどのNHKの放送ですが、その放送の中で、熊本市の教育長はインタビューに答えて、「学校再開後の子供たちの様子を確認した上で6月中旬に開催する臨時会で夏休みの日程を決めます。どのくらい休校期間中に学習ができているかということと、今後、どのくらい学習する体力、気力があるかということを確認してから決めないといけないと思っています」と答えていました。

夏休みは暑いと思うんですね。私は、教育長がおっしゃったのは、本当に大事だと思います。ただ、本当に子供たちがついていけるのかという心配をしています。その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） ただいまの質問でございますが、やはり夏休みに授業をするということで、これまでにないことでございます。ですから、子供たちの健康状態等は一番に考えているところでございます。この短縮を決定する際にもそれまで定期的に校長会、臨時校長会等で校長先生方の意見を聞き取り、そして、18日以降、分散登校がございましたので、その中での子供の様子、そして、親御さんたちの御意見等、校長から吸い上げながら、本当に子供たちにとって何が一番大事なのかということを考えながら日程設定をしているところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 文科省は、通知の中で「柔軟な対応」ということを言っています。ぜひ児童生徒の負担が過重となることのないよう配慮する学校現場、今、聞いているとおっしゃっていましたが、先生の声をよく聴いた上で対応していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

近年、新たな感染症多発への専門家の指摘、人間による無秩序な生態系への侵入によって、動物と人間の距離が縮まった影響等について質問します。

近年の新たな感染症が多く発生していることについて、多くの専門家が共通して、人間による無秩序な生態系への侵入、環境破壊、これによって動物と人間の距離が縮まった影響等を指摘しています。

築上町でも、動物と人間の距離が縮まっていますか。私は、朝早く車で走っているといろいろな動物に出会います。最近、特に多くなったのがシカです。小原から農道のトンネルを抜けて信号を右折し、日奈古に向かうと多くのシカの群れに出会います。昔は車のライトに驚いて、すぐに逃げていたのですが、最近は車と一緒に走ります。時には、車の走る左車線を前方から突進してくることもあります。

この間は、3頭のシカが車と並行して走り、そのうち1頭が日奈古の公民館の近くの家の中へ突っ込んで行きました。日奈古から水原へ向かう途中や、ワークランドコスモスの近くでも、シカが車の前に飛び出してきました。急ブレーキを踏んでやっと思いますが、大きなシカは車の高さくらい大きいので、相当びっくりします。

また、最近、アライグマが人が住んでいるところまで出現するようになってきているようです。ほかにも、ハクビシンやイタチなどの小動物が結構、町の道路を平然と歩いています。町のほうにもそういう声が届いていますか。

対策について何か考えていることがあれば、お伺いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

野生鳥獣の生息域が変わったということでの御質問だと思いますが、それは議員の御指摘のとおり、最近、町民の方からも夜、イノシン等による有害鳥獣による農作物の被害が多くなったということで、町のほうに連絡がございます。

理由としては、いろいろとあると思いますが、基本的には、農山村等の過疎化、高齢化、あるいは、耕作放棄地が増加したこと、それから、昨日の一般質問でもございましたが、里山等の保全ができていない、住民の里山に対する活動が減少したこと等で、生息域が変わってきたかなと感じているところでございます。

そういう状況の中で、当町としてもこれから耕作放棄地の解消、あるいは、昨日、御質問をいただきました里山の保全等、必要な環境保全に力を入れていく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私も、今、課長さんがおっしゃったように、町でできることには限りがあると思います。

この間、新聞報道でも生まれてくる子供さんの数が最少を更新していると。本当に日本は人口がどんどん減っていっている中で、空き家もどんどん増えて、今、言ったように、耕作放棄地もどんどん増えて、そういう社会の仕組みが今回のコロナ渦の中で、あらわれてきているのではないかと思います。ぜひ、先ほどから何度も言っていますように、国、県、市町村、自治体、町民、全てが協力して、コロナ渦を乗り越える新しい住みよい社会をつくっていきたいと思います。

次に、続きですが、この半世紀の世界的な感染症の多発は無秩序な生態系への破壊、自然環境の破壊と深く結びついています。それは、地球的規模での気候変動とも同じ根を持つものです。

環境省は、2019年7月8日、2100年の未来の天気予報を公開いたしました。これによりますと、このまま有効な対策を取らずに地球温暖化が進行すると夏の最高気温は東京で43.3度、札幌で、40.5度、名古屋で44.1度、大阪で42.7度などとなっています。

とてもこれでは人間は生きていけません。今でも、この気候変動はコメどころ新潟のコシヒカリ、異変、水産庁が指摘していますように、水産資源や漁業への影響、沿岸では、貝が死滅するなどの被害があらわれています。このまま自然環境を破壊する動きを続けていいのでしょうか。

今、世界で環境を守ろうという運動が大きく動いています。私たちはこれから生まれてくる築上町の未来の世代によりよい社会を残す責任があると思います。

私と私や町長さんとか副町長さん、僕のほうがちょっと若いんですけど、私たちは本当にいい時代に生まれて、本当にいい環境で育ってきました。私たちは、未来の築上町の子供たちにいい環境を残していく責任があると思います。御一緒に協力していきたいということを申し上げて、本日の質問を終わります。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、これで午前中の質問は終わります。

再開は、午後1時からといたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。7番目に、11番、塩田文男議員。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず第1に、防災対策についてということで。

まず防災とは、災害予防及び災害対策、本町の防災対策ということで。災害対策と言えばマニュアルや防災計画作成とかいうわけになるわけなんですけど、まず、ちょっといろんな資料見て感じてみたところなんですけど、防災上の危機管理の要素は時系列で見ると、準備と緊急対応と収束の3つの局面からなるものです。その上、防災上の準備というのは、予測備え、点検、訓練の3つの要素からなると言われる。

そして、築上町では今本庁の建設を行っております。この本庁は当初より町長も防災設備を備えた庁舎だということを言われました。まだ建っていませんけど、建てば本庁庁舎がどのような災害防災に対して対応ができていく施設になっていくか、この辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

新庁舎の防災機能につきましては、まず震災対策としまして、現在の敷地から約2メートルを盛土によりましてかさ上げし、新庁舎の基礎工事を実施しております。

また、敷地内の調整池を整備しまして、浸水対策、防災拠点の機能強化等を図っております。

また、耐震構造の確保はもちろんでございますが、災害発生時におきましては、非常用の自家発電設備が72時間を対応できるように整備をしております。

また、給水設備につきましても、72時間浄水が止まっても対応できるような対応としております。

また、マンホールトイレを6基配置できるような設備を整えておりまして、さらに会議室等を避難所として使用可能とするなど防災機能の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 私たちも、庁舎建設に当たるときに幾つもの、何か所か庁舎の視察に行ってまいりました。防災機能を整備した、これはもう今のこの時期というか、この時代の本当に当たり前の対策ですよね。自治体も各自然災害に対して即座に対応できるように災害本部、災害時の状況に対応できるような施設。

私たちが見た中で、例えば、その地域、地域にある川や危険箇所、モニターでとかそういった形で映しだして、本庁舎が本部になったら各所が見れるんだと。何かすばらしいところ——すばらしいというよりも見たところがほとんどそういうところだったんですが、そのような庁舎の中で対応する考えはあるか。

災害時には、ここがぽつと——ここというかほかのどこかですよ。この場所が住民が避難したりとか、そういうのは聞いていますけども、そういった災害で町中が見渡せる体制ができるような、そういうような対応設備とか考えていないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

災害時の対応につきましては、災害対応設備といたしまして災害時に迅速かつ円滑に指揮統制ができるように3階に防災無線室等を隣接しました会議室を設置しております。町長室、副町長室は防災対策室に隣接して設置をしております。

御質問の町内を見渡せるような無線の配置につきましては、現在のところは配置しておりませんが、可能であればそういうところも建設後にはできるのであれば検討はしたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 法務省が出しているんですって。防災Wi-Fi環境の整備事業というのを御存じでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

総務省のほうが出しておりますのは、庁舎といいますか防災の本部並びに避難所等で、うちで言うならば学校ですね——等で、避難者の方が携帯電話等を使う場合にWi-Fi等使用するようにできるというような旨の通知が来ております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 少し御存じなんですね。そういうのを受け入れてやろうという考えは今のところありますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今のところ計画はしておりませんが、今後避難所等の運営に当たりまして、住民の方が避難されたときには、携帯電話、スマートフォン等使用することが多くなりますので、そういう分につきましては、計画的に順次整備をしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 町長、是非、今言ったの多分御存じないかもしれないんですが、平成28年に整備計画出て、31年までに3万か所Wi-Fi整備やるんだと。そして残り6,000あって、令和2年、今年の2月に残り6,000か所追加でやるんだと。福岡県が今約63%設置済みなんです。残りあと福岡県の場合、何か所あるかわかんないんですけども。

多分これピンと来ないかもしれない、ちょっと、Wi-Fiは最近フェイスブックやるからわかると思うんですが。例えば庁舎、支所、公共施設全てですよね、公民館から小中学校全て。Wi-Fi環境整備、これ補助金が3分の2と2分の1があって、あと過疎債も使えるんです。幾らかかるかと、かなりかかるかと思うんですが。

これが今日、昨日も、SDGsの一つになる基礎なんです。この事業を是非町長取り組んで、そうすることによって教育関係で言えば、今タブレットは個人に、生徒一人一人にタブレットが要る、学校で使える。不法投棄ありますよね、不法投棄とかにも電柱に太陽光のパネルがついて、街路灯がついて、カメラがつく。それが築上町に設置できるわけです。

だから、前、庁舎の視察に行ったときに、どうやってあんなダムの上とか何でこういう画面が出てくるのかと不思議でならなかったんですよ。あそこまで配線を持っていくのはどういうふうにしたんだろうかと、まさにここだったんです。

これ全国にある、福岡県83%、あと残り17%ですか——あるんで、これをぜひ検討していただきたい。まさに今、今受け付けしている、十分間に合うと思うんですけど。もっと深く深掘りすれば、資料見ると、まさにうちに必要なものというふうには私は考えているんですが、町長、その辺はどうでしょう。是非取り組んでもらいたいと思うんです。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応情報伝達機関としては、これはやっぱり大事なことだろう。取り組める財政的な等々、クリアできれば取り組みたいと思います。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 是非、前向きに取り組んでもらいたいと思う。

以前、うちはFMで災害時は防災無線もちろんある。防災無線がWi-Fi機能に使えないかということで調べてくれという話、僕も少し調べたけど、なかなかできそうでできないような、できるようでできないような微妙なところなんです。でも同じデジタルでできるだろうと思いながら、それよりもこっちのほうが手っ取り早いかなと思った。是非前向きに検討していただきたい。

それから、次、職員の防災のマニュアルについてという形で出したんですが、マニュアルがないわけではない。先日、防災何とか会議とかされたと思うんですけど、マニュアルはないことはないと思うんですが、そこで2点ちょっとお尋ね——マニュアルはありますよね、こういった形のがですね。そういったマニュアルを持って、例えば職員間で災害を想定した問答をしたことがあるか、定期的に訓練等をしたことあるか、この2点をまず、ちょっとお尋ねしたいと思う。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

塩田議員さん、お尋ねになっております職員マニュアルなんですけど、ちょっと今私持ってきているんですけど、一応こういう形で災害時の対応、初動マニュアルということで作成をしております。

このマニュアルにつきましては、全職員が見れるような状況で、データ等については電子データで皆が見れるような状況でやっております。

また、この分につきましては、先ほど塩田議員さんのおっしゃいました築上町の防災会議のほうで一応年度といいますか、今年度の計画について議論していただいた後に、町のほうの対策本部の班長会議を開きまして、その後、全職員に周知徹底を行っているところでございますけども。先ほど言われました訓練等については、現在は行っておりません。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） マニュアルのない全国自治体とかまずないと思う、この災害の多い。訓練とかこれ以前にも言ったんですけど、皆さんもう顔ぶれが変わったんで、もう一回言わせていただきますけども、よろしいですかね。

ディズニーランド、年間260回以上毎回訓練している。ということは、1週間に1回はもう訓練している。各勤務場所、場所なんでしょう、分かれて。一度震災があったとき、ディズニーランドの駐車場が液化化現象でとかいうことがあったの御存じですかね、もう何年になるかな。そのときにパートとかスタッフさんが、お客さんみんな座らせてとか、そこにある毛布とかビニールとかをかぶせてとか、慌てず避難されたとニュースでも大々的に。

それでなぜ訓練が、これ訓練というのは前も言っていたんですけど、なかなか訓練になると面倒とか苦になると、築上町のほう動かないんですが。これはもうやれとかやらんとかじゃなくて、ここで言いたいのは私自身も僕たちも訓練の中に入れば、入れるのかなと、入らなければというか。

それで、データがあったんで、ちょっとそこを御紹介したいと思う。これは国が中央防災会議ということで防災対策推進検討会最終報告書というのがあって、大体50ページぐらいあったんですが、その一部大事なところだけ、自分なりに考えたところだけちょっと読みたいと思います。まず、1995年の1月17日の阪神淡路大震災。

自治体との連携で、もともと兵庫県神戸市は自衛隊との平素からの接触をほとんど持たず、共同訓練もしていなかった。平素の連携がないため、災害本部は具体的な自衛隊との連携、災害直後の意思決定や対応に訓練を要し初動の在り方が問われる。

ここは皆さん承知のとおり、県知事が初動の在り方を問われる姿、これはよく御存じで、わかると思う。

次に、東日本大震災。2011年の3月11日ですね。

自治体との連携で、自衛隊と連携が大変うまくいった自治体とそうでない自治体があり、その違いは第1に首長のリーダーシップ、第2に役所内の縦割りの意識によるものであった。

ここちょっと県のところ飛ばしますけど、

町村は災害発生時に避難勧告と指示といった命に関わる緊急の対応、避難所の運営、食料・水の配給といった応急、さらには罹災証明の建物調査、被災した人たちに対する生活再建業務といった災害の全ての対応を行う。その中で、その責任を自覚し、自治体が日ごろから組織間連携による実践的な防災訓練を行っていれば、災害発生時に組織の縦割りのままで機能しないことはなかっただろうし、仮に実践的な災害訓練を行っていなかったとしても、首長のリーダーシップが発揮されれば、縦割りのままの状態が続くことはないはずである。

というような内容なんですね。町長がリーダーシップがないというわけじゃない。まさに今回のコロナの、新型コロナウイルスについても役所内で今言った縦割りとか、これはこうしようと言ったときに、あ、これ何かいなというような感覚時、皆さんどっか頭の中に浮かんでいたんじゃない。

先ほど質問の中でボランティアは想定していませんと言っていたけど、もしここ築上町、この近郊で災害があった場合、皆さんも災害時のときに物資をよそに送ったりしたですよ。物資を送って、一つの例があるんです。NPOとか物資を送ってこられたとかいうところを、それとあとNPOのボランティアが、役所が中心となって采配していたんです。なかなかうまくいかなかった、3日ほど。やったことないからなんです。見かねて、自衛隊が私たちがやりましょうかと言ったら、NPOのボランティアの人たちは、最初からこうやってほしかったと、この一瞬がその3日間にボランティアの労力の無駄が見えて。

だから職員が悪いとか、町長のリーダーシップがないとかじゃないんです。今そういう訓練のもとにやってみるべき。町長もアイマスク体験でやっぱり初めて感じるものがあったと思うんです、同じように。やっぱり訓練を定期的にやっている。

自治会も1回やったんですが、うちの自治会でも。行っている避難所はここです、何かのときはここですと。だけど、数年前やっていますよね、それっきり、これきりなんです、何の音沙汰もない。せめて1年に1回は自治会長も更新するし、訓練で走れとか言わないです、中に意識統一。ここへいたときは避難所はここですよと、そういったどっちをやれというのはなかなか厳しいでしょう。そういったのをルーティン化するような、定期的な、そのときに対応できるかどうか。

その資機材があったときに、いろいろ想定があるわけです。町長、副町長が被災するかもしれない、そういった想定も踏まえて。国の報告書の中に役所がうまくいかなかったという理由は、そこに原因があるというのが明確に報告されている、ほかにもあるんです、最近の分まで。けど今ちょっと大事なことだけなんです。

リーダーシップがある、ないに関わらず、職員の意識とか我々もそうですけど、そういった想定した訓練、これを振り返れば、今のコロナでもそうなんです、そういった感覚とか頭の隅に入れてどっかにあるんじゃないか。何が起こるか分からない、未知とのウイルスと震災、これは同じちゃ同じですよ。

そういったので、時間取っても仕方ないんですが、訓練等も想定して、そこは町長の今やっておいたほうがいいんじゃないかというところの意思決定、意思の判断だと。是非そういったのを検討していただきたいと思います。どうでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 訓練は適宜やっておりますが、最近ではやっていないけど、何年前かに

中央公民館で一応相当被害が出るという想定のもとに中央の防災訓練所、防災関係の機関を招聘して訓練をやったことがございます。それから去年は、私が県のほうに行って直接訓練をして、ちょうど10月ぐらいだったですかね、市町村長の訓練ということでしたこともございます。

そこで、もし本町に非常に大きい災害が起こった場合はどうするかという形になれば、当然やっぱり今の組織の中でフル動員をして、それぞれ班分けしております。そして住民生活に係る分は生活物資の支援とかいう班が活躍してもらわんにゃならん形になろうと思いますので、そこは適任、それぞれの役割を十分認識しながら、そしてまた私が副町長、教育長という形で責任者おりますんで、一応分担しながらやっていくというふうな形で無限大、防災マニュアルの中には、防災計画の中には一応列記をしているところでございますし、それに基づいてやはり勉強会もやらなきゃいかんだろうと思っておりますし、先般は一応班長、副班長会議を、これは今回はコロナ対策という意味を込めて、その対応をどうするかというふうな会議を1時間半かけてやったところでございまして、また大災害という一つ、これも一つ想定しながら今後会議、それから訓練をやってもいいんじゃないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 是非前向きにやっていただきたいと思います。先ほど冒頭で言いましたように、防災上の危機管理の要素は時系列で見ると、準備、対応、やはり予測と備えと点検、訓練という、これが大きくまとまっていますので、やっぱり小さい災害であろうと、大きい災害であろうと、こういったものを想定した問答等も含めて、是非お願いしていただきたいなと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

活気あるまちづくりについてですが、まず活気あるまちづくり、これは2つ、庁舎内の空き地とか駅前のことを書いていますけど、まず皆さんで考えていただきたい。築上町というのは都会ですか、田舎ですか。どう思われるかというところから、スタートして、通常田舎——田舎で何てなるわけ、ビルがないからと。住んでよし、訪れてよし、移住してよしと。魅力的な田舎づくりを目指すと、住み続けられる環境の整備。

町長、田舎とか都会とか、これからは我が町であっても——田舎と言ってしまった、申しわけないです。我が町であっても整備がきちっとできている。例えば、あそこの裏手の先にある、食事できる場所ありますよね。何とかの庄で、おいしい料理を1,000円ぐらいで食べれる。知る人ぞ知る人しか食べれない。そこにそこそこ駐車場ゼロじゃなくあって、バスが入れるようになる。そして予約ができる、ネットで出ていると、料理も携帯から見れる。例えば牧の原キャンプ場もそうなんです。そういう設備が整った中で人が来る。

それ田舎だからトイレないんですよとか、川ですると、そういう意味合いじゃない。最低限のここまでの形が整っていないと、やはりこれからまちづくりとかやっぺいこうというのは無理なんです、基本的に。そこで皆さん田舎だからと、ぽつとん便所ですとか、手は洗いませんとかじゃ、そういう田舎だからというよさはあるんです。田舎のよさを出そうと思ったら、その整備ができた上でまちづくりというのができるんであって、都会は全部できている。都会の悪い面は悪い面であるんです。だから、都会と田舎ちゅうので、心の持ち方によって考え方が変わっているんじゃないか。

そこで駅前とか町長の少し考えをお尋ねしたいわけなんです、駅前も今、拡張で20メートル取った。いろいろと何も建物がなくなっちゃうんじゃないかという話もありますけど、まだ人の土地ですよ。市長が買う中で少しずつ空き地的なところも出てきている。

町もいろんな、やっぱりそこにどういふふうにすればいいか計画を今からしていかなければいけない。それについて、その年中そこら辺で少しちっちゃい四角が空き地も庁舎内にもあるわけです。僕は以前、委員会でも一般質問でも質問しました。今からJAのふれあい市場もなくなります。そこにJA的なスーパーが来ればなど、応募して来てくれるところがあれば是非やるべきじゃないか。

役場に来れば、運行バスも来るし、その間、買い物ができる。今のこの役場というのは、印鑑証明や住民票とか必要なときに必要なときだけ来るような役所だけど、今僕たちも施設いろいろと庁舎建設新しく建ったところの視察に行ってきましたけど、住民がそこに触れ合える、役場に行けばと、役場に行けばゆっくりできるみたいな。触れ合いできるような居心地のいいそういう施設、また人が集まれる場所、そういったようなイメージが物すごく強いんですよ。

そういった中で、駅から庁舎にかけて町長もいろんな考えがあると思うんですけども、あればお尋ねいたしますし、駅前についてはこういうふうな展開になるんだ。だからこういうふうになっていけばちいうイメージがあれば、またお尋ねしたい。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には総合計画とか、そういうものに基づいてやっぱりいろいろ整備をやっていかないかん。そうすれば、やっぱり築上町は、皆さんが安心して住める、それから住環境、これをやっぱり整備して、下水もやはり完備しなきゃいかん、上水道も完備せにゃいかんという形で、水道、下水は大体今一応範疇になるところは事業に取りかかっているところまでございまして、あとは山間地のほうが非常に下水道の要望がないというのが現状なんです、基本的にはですね。あっても事業的な関係とか、いろいろ考慮すれば、合併浄化槽の整備をしてもらったほうがいいんじゃないかな。そういう下水道整備計画の中にもそういうのを定めておりますし。

基本的には住民が住みやすい町、そして利便性のある町、それから安全性のある町というものを目指していくべきだろうとこのように考えて、少しずつではございますが、駅前の整備、それもやっぱり利便性という形、それから住みやすさもできれば商店が、もう一回商店街を昔みたいになんかちゃんとした形で経営できるような一つの姿勢ができてくればありがたいかなと思っているんですけど、何せやっぱり郊外店の今進出という、前は規制で、そういう郊外店の規制があってできていなかったんですけど。

それらがやはり世の中の進展とともに経済性有利のそういう一つの考え方の中で、いわゆる地方が置き去りにされるような国の政策もあったに変わらぬというようなことで、このコロナを機にやはり地域は地域でちゃんと自活できるようなまちづくり、そういうものをやはり目指していかなきゃいかんのじゃなかろうかなと。

これも一つの考え方でございまして、本町の特色を表したまちづくり、そうすればやはり基本的には農業を中心とした、また自然を守りながらまちづくりをやっていく。そして、その中に生活の利便性、そういうものを求めて。さっき言ったように、安全、利便、そういうものを求めたまちづくり、これが肝要ではないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 余り、これ含んであるというような中身じゃなかったですけど、今から駅前をどういうふうにしていくか、駅前から、この辺ですよ、どういうふうにしていくか。非常にスーパー、買い物ができる場所がないですよ。

それについて以前、町内運行バスも言いました、直行便を出せんのかという話もしました。1回乗ったらバス、1時間から1時間半待つ話になってくるので、本庁椎田駅からメタセまでの間の直行便というのと、30分以内にはもう来るという。

そういう中で、椎田の町の中もスーパーが今ゼロ件です、コンビニ以外は。庁舎内に、昔は最初は複合施設とか言いよったですね、町長も。だけど、それはそうならなかったですけど。そういうコンパクトなスーパーとか誘致をして、買い物歩いてこれる、椎田の人たちも。バスでも来たら、そこでも買い物できるような、ぜひそういった前向きな考えを検討していただきたいと思います。

ちょっと一昔になってしまう2014年に、地方創生が出てきましたね、まち・ひと・しごと。これのモデル地区が133件だったかな、135件か。もうモデルとして33取り上げられて、その資料をちょっと目を通して、すさまじい過疎地域のモデル地区もあるわけなんです。

これからは今なんですけども、スマートシティという――御存じの人は御存じだと思うんですが、今言う駅前とかそういう形もスマートシティに向かって、2030年までに恐らく町が、福

岡県が手を挙げているの北九州市と大刀洗町なんです。今まさに6月にそういったスマートシティ出ている、これもSDGsの一環なんです。必ずそういったのが来るんだと、その来るがために先ほど言ったWi-Fi整備という話が令和3年までの間に全国やろうと。次がコンパクトシティ、SDGsの一環の中。

ですから、そこを見て、だから僕ら決して田舎だからと否定しなくていい。そういう設備が今からできてくる、やってくる。そういう時代になれば、必ずうちの町も建て直しというか、その利便性を網羅できるんです。これ全国でやろうということですから、まさにSDGsの4根本は絶対にほったらかしにしない、見過ごさない、放置しないと。第1が貧困生活ちいうことなんですよね。

昨日町長も、うちの町も幾つかやっています。そのとおりだったんですよ、17項目ある中。その中で足りないのが今コンピューター関係、設備なんです、整備なんです。そこがないと、このコンパクトシティとかSD何とかならなくていけない。今足りないのはそこと思う。絶対打ち勝っていけると、僕は自信があるけど。僕はそういう資料読んできたけど物すごい夢を描けたんです。是非その辺も町長、前向きに考えていていただきたいと思う。よろしいですかね。

それで、そういった考えはないのかだけお尋ねします。スーパー持ってくる、そこにスーパー持ってこうとか何とか、JAもいなくなるし、越路に移転しますし、そういった考えを少しでもないのか。コンビニとか言っている話もあったけど、どちらにしてもそういった考えがあるのか、ないのかを聞きたい。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には一応今庁舎を建てておるという形で、庁舎が建てあがった後にそういう誘致も、スペースが、余裕があるという状況になれば、誘致しても私は。

ただし、町が経営とかそういうことはできませんので、企業誘致の一環という形で考えれば、それはそれでやっていきたいと思っています。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） では、次に行きたいと思います。

次、航空自衛隊築城基地。防音対策についてと西八田今津地区のことについて。

まず、我々の築上町には国民の生命と財産を守る航空自衛隊築城基地があり、非常にこの基地のおかげで様々な陸海空の中で我々を守ってくれている、これは事実ですよ。国防という形がありながら、その国防の施設を持つ我が築上町、行橋、この近隣なんです、この基地の近い地域というのは非常に爆音に悩まされ続けてきている。

そこで、いつも陳情とかいろいろやるんですが、実際に本当に必ず出てくるのを今から話をしたいと思う。

まず、平成4年以降の新築住宅の防音の対象にならない、それからサッシ、クーラー、リフォーム等、これは先日関わって知ったことなのですが、クーラーの場合は故障すれば取りかえに1年半近く係る、問題はリフォームだったんですね。リフォームについて防音工事を1回、2回と工事をしていく中で、今度お子さん帰ってくるので家をちょっと中をやりかえたと。それを防衛省に届出れば、その内容によって含まれていくことが、息子が帰ってくる、それを知らずに部屋をリフォームして、ある日、防衛省からもう今後できません。

ここは僕たちも防衛省に言いました。これ住民の過失なんだという話もしました、もっと柔軟性が取れないのかと。陳情の中で、クーラーが10年間目安に交換できる。10年保証、保証がつけられないかと。様々な毎回陳情やっているわけなんです、この防音のリフォームを扱うときちいうのは、この個人の家の方への業者なんですね、ある意味。

この業者の話も少し聞くと、そういうリフォームするちゅうたら、もう防衛省は防音工事もうここで打ち切りたい、打ち切りたい、もう終わらせたいみたいな、何言っても無駄みたいな、無駄になっていないとなったところあるんですが、協力的じゃないです。結構言うけど、なかなか理屈に合わない。防衛省の対応というのはそういう対応です。

これが、こういうところが一番大きいんですよ、今まである中で。僕は議会の基地隊で代表者会議。議長も全国の何とか会議とか2つぐらい行っていますよね。町長は町長で、ちょっとこれ書いてあるんですけども、全国基地協議会副会長、在日米軍再編に係る移転先6基地関係自治体連絡協議会副会長、防衛施設周辺整備協議会理事、航空自衛隊地域基地協賛会理事、福岡県市町村基地関係者協議会会長。町外のいろんな全国的な団体に、町長ももう長いんで、副会長、会長されてきています。

僕も議会入って17年になるんですが、15年ぐらい毎年行きました。全く今のところがクリアされていない。築上町として、クーラーとかサッシとかこれ本庁に行っているときは、こんなこと言いに来たんかみたいなイメージになるんですが、でもそこが一番大きいんですよ、実際は。そういったところの話のほうは、地元になれば。

だから、そこでもう意外と僕ら議会でもまとめているんですが、そのときに僕ら行っているとき、執行部は副町長たまについてくるんですが、一緒に行ってくれるんですね。執行部も執行部で、内容を持つか、一緒になってぼんち行くことができないのか、やったほうがいいんじゃないのかと思う。

だから、職員がうっすら誰が言ったとかいうんじゃなくて、防衛予算もらいよるから余り強く言えんというイメージを醸し出しているわけなんです。その前防衛予算をもらうんじゃなくて、そういう施設があつて防音予算をもらってしているんだから、この基地があるから防衛予算をもらいよるんじゃなくて、この分こっちに遠慮して、こっちを余り言わないというような、おかし

いと思うんです、いつも。

だから、そこは国を守る防衛施設があつて、そして、その基地の、一番近い地域の人たちは、子々孫々と爆音に悩まされてきた。この補償をしてくれちいうことなので。片や庁舎に防音予算をもらいよるから何か言いづらい、それはちょっと違うんじゃないかと。それは施設があるから防衛予算をつくるんじゃないかと、施設がなければ、被害がある人には。今津地区だけじゃないんですよ、別府も皆そうですけど、その周辺ですよ。

だから、そこはもうこれからは一つになって、何らかの形で同じお金を使って東京行ったり福岡行ったりしますんで、議員のほうで町たちと話したことなんです。それで一緒になって、この陳情は陳情、予算取りは予算取りという形のけじめを持って一緒にやっていただきたいと思っているんですが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 要望という形で、やっぱり全国規模で要望という、うちの町だけという形はそれは当然ありますけれど、個別なものについては一緒に行ってもいいと思います。だけでも全国的な要望という形の中で、今本当に私が副会長しているのは、先ほど言った全国基地協議会と。これはいわゆる基地交付金、国有提供施設等助成交付金に関する法律で本庁に交付される、現在1億7,000万ぐらい約いただいております。この基地交付金の要望団体が全国基地協議会でございます。

この中で基本的には3年に1回見直しをして、本当に微々たるものですが、少しは毎年値上げをしていただいて、これも総務省の予算、ほかのところ差っ引いてこっちにしてくれているという現状があるということでございますし、大きな本来なら私どもの要望としては、全部の基地財産に一応交付金の対象にせよと。これが大きな要望ですけど、何も今では国の予算の関係ということで、直接訓練のように供する施設という形で、しかも総務省の予算の範囲内という非常に厳しい制約の中で、若干3年に1回は増やしてもらおうと。この要望団体が全国基地協議会でございます。

そこで一生懸命頑張っておりますけど、なかなかやっぱり殻は破れません。とにかくこれは予算がないというふうな形で、もう逃げて行って、そして後は財務省という。総務省は加勢をしたいんだが、なかなか財務省が言うことを聞いてくれないと。こういう要望しても認めてくれないという状況でございます。

それから、周辺整備協議会、これは私が理事をしておりますが、この分は——いやいや、話さんとなかなかやっぱり理解してもらえんし、基本的にはこれは補助金要望していく団体でございます、実際。防音の問題もこれに必要なんですよ。だからもう非常に防音についても、もうとにかく予算がない、予算がないという形で、これも議会で上げたときも一緒だと思いますけど、じ

や、何とか今の現状の中で、同じ予算の中で、平成4年以降に建った家が防音できていないと。現状の予算の中で何とかならないかということも、厳しく言っているけど、なかなか向こうはやるとうしないというふうなことで、全国的な問題という問題もあるようでございますけど。

何か地域切ってやろうということは、じゃ、ここを先に何か突破口でやってくれんかというふうな話もしているけど、なかなかそうはいかないのが現状でございます。

そういうことで、今質問は、一緒に行こうやという話でございましたんで、それは一緒に行っても結構だと思います。そして私の意見、皆さんの意見をどんどんぶつけてもらって、認めてもらって、わかりましたという形までいけばいいんですけど、なかなかそうはっていないというのが現状でございます。

職員のほうも遠慮もでございます。あんまり職員のほうががが言ったら、予算削られるんじゃないかと、現状の予算少なくなるんじゃないかと。そういうやっぱり一つ懸念もあるんで、余り個別には言えないという一つの問題もあるということでございまして。言うんであれば、全国一体的なそういう運動しながらやっていかなきゃいかんのじゃないかと、そのように考えているところでございますし。

新田原基地のコンター見直しという、御存じだと思いますけど、これも1町だけが要望したらコンター見直しが縮小されたと、コンターがですね。そこで現状維持せよということで、そこは全国的な運動で我々のところも来るぞと、コンター見直しが来るぞと。そうしたらコンターが狭められると、そんな話になったら大変だということで、それは全国的な運動で前のコンターに戻したと。

このようなこともありますんで、全国で団結すれば、ある程度のことはできるというふうに思っておりますけれども、現状維持をさせるのが今のところ精いっぱいというような考え方が全国的な組織の中ではあると、このように私も感じておるし、それも精いっぱい戦っていきたいとは思っていますけど、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ちょっと時間がなくなっちゃうんで、あれですけど。町長、そういう全国的な役員もされているんで、ぜひその中で活躍しながらそれをまた築上町のことを思い出してほしいと。よく基地の関係で副長と一緒に同行してくれるんです。これは議会の基地対で来ているからと、遠慮しているところというのがあったんです。そうじゃなくて、せっかくですから、議会は議会、地元は一緒に行くんですけど、そういうときに築上町としてはこれでいいですよというのを一緒に言えるように、そういった形で対応していくのがいいんじゃないかと。最後に僕らが何かしたって、やっぱり全部窓口は役場に行くんですよ。そういったところを言い

たかったんで、頭に入れてください。

それから、ちょっと時間なくてあれですけど、コンターのことも言いよったですけど、それは根拠はないんですよ。実際に縮まったところがあるんです。この前来たとき、僕は言いました、これ。何で縮めるんか。今あるコンターやったら、測定して縮めるんなくて、今あるコンターを縮まるぐらいだったら、そのコンター内を飛ばちゅうたんですよ、ちゃんと。縮まる場所があるかもしれんけれども、広がる場所もあるやろうかと。全体を縮めるという意味が分からんちと言ったんです。これは言ってみなきゃ分かんないです。だからそういった形で、これが正しいかどうか分かんないですよ。それは分かんけど、せっかくの今あるコンターを縮めようとか考えんで、その分飛ばばいいやんかという話をしました。これは解釈のやり方と思うんですが。そういうので、じっと待っていたってだめなんです。次のちょっと西八田地区のほうでばたばた行きたいと思います。

それで、今津地区だけではないです。近隣の騒音には地域の方にはいつも爆音に悩まされ続けているわけですけども、これがちょっと3月議会で言おうとしたことなんですけど、記事にも出ました。今津自治会は拡張反対を表明、今しています。何一つ要望、苦情は叶わず、いずれ強制的に拡張されるのではないかと。今回の拡張記事が出て、日本を守る防衛施設とはいえ、拡張予定地の隣が住居になるわけです。今こそ行政のトップが真剣に脅威と感じられる何かの取組を考えなければいけないと思いますけどもということなんですけど、我々は自治会が反対。では町も反対。じゃあ議会も反対という、ある意味の気持ちを、賛成とは言えないよね。今津が反対するから、賛成と言えないよね、で終わるようなことが一番失礼な話であり、ある意味、無策、無責任、無意味という言葉につながっていくのではないかと。

実際、今回いろいろと上からの絵を見ましたが、この拡張がもしなった場合を考えると、このようにまず防音とかやって、そのギリギリ道の横がもう家なんですよね。今は近くて80メートル、100メートル以内ですか。80メートル前後。基地から滑走路から家まで。今度これがもし拡張したら、道の一步隣からもう家がだらだらと並んでいるわけです。これは余りにも（ ）やなというところから、やっぱり真剣にですね。それは今津自治会は反対しますよ。だけど、実際は土地のどれだけの人が売りたいという方もおると。そんな話も出てきます。

西八田地区、今津地区も含めてですね、基地とはいろんな交流をさまざまやっているんです。それはもうもてなし、もてなされるみたいな形で、結構なお付き合いをされている。だからむげにもしていないわけです。自治会が反対やから反対。俺たちが賛成なら何か都合悪いような、そういうことじゃなくて、そんな考えの人がいつの間にかぼーんと拡張されてしまうもんなんです。そこで地元の方たちとしゃべって、たまたまですけども西八田地区を特別区に指定してもらえばどうかと。特区ですよ、ある意味。できるかできないか分かんないんですけども、岩盤規制と

かいう、今の国の方針に基づいて特区申請をしよう。

まず特区申請とか築上町は出したことないです、まだ。そういったのをやって、西八田全部を網羅するようなそういう形というのは、何か大きなものを僕は執行部で考えてほしいし、僕はこの議会を含めて、そういったのを地元の方たちを含めて考えるべきじゃないか。もう一部地元の方たちも言っています。特区でこういったのもありじゃないかと。あの土地だけに限らずです。今は予算は止まっていますが、これがいつ復活するかどうかわからない。このまま反対ちゅうんなら反対していてもいいわけですけど。だからそこだけにこだわってもどうしようもならないから、築上町としての方向性を、反対なら反対で、築上町は反対。でも、もし受け入れるなら、こういう形でないと受け入れは無理ですと。地元を含めて、議会も含めてこういうところに立っていますというところまでつくり上げるまでが町長の仕事の流れじゃないかと、町長の考えをちょっとひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、特区とは何を特区にするのかちゅうのがちょっとね、そういうのも今から検討せにゃいかんでしょう。だからそういう形の中で、今までは危機対策事業で周辺は大分潤ってきております、それは。ほかの地区よりもです。そういうことで、これも特区的なもんかなと考えておりますけれども、さらにそれ以上のこと、それからまた国のほうがこれを提案すべき問題じゃないかなと思いますけど、基本的にはこうしたらこうなるから、皆さんこれでいかがでしょうかというのを国のほうもちゃんと考えてやるべき。我々から言うべきじゃ、私はないと思うんです。基本的には、私どもはちょうど地元と国の間を取りながら、調整してやってやると、これが僕の役割だろうと思っておりますし、町のです。

そして全て反対ちゅうわけでもないし、賛成ちゅうわけでもございません、実際に。それはもう騒音に悩まされとる事実がございますんで。これを何とかしてほしいという要望があれば、どんどんやっていくけど、なかなか聞いてもらえないということでございます。そして今、特区と言いますけれども、基地周辺は今津だけじゃないし、出口のほうも船迫、弓の師、別府という、そういう地区については同じような環境下にあるんで、この問題を皆さんで考えながら、そういう要望を地元のほうから国のほうに持っていくと、そういうこともひとつ大事じゃないかなと思っております。そういう話し合いを基地対策委員会が地元にありますんで、その中で議論をしてもらいながら、要望事項をちゃんと地元でまとめていただくという取組はやって、その仲立ちはしていいんじゃないかなと思っておりますのでございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 時間がないので飛ばします。

何をもって特区にするか。例えば防音工事とかひとつサッシとか何とかするのも、これ全て全

国に問題が関わりますからとよく言われますよね。2番目に狭い基地、1番か2番に狭い地域、この基地で。そして家が一番真横に近い、それも1番か2番に周辺住民がいる、この日本でも珍しい、全て両方1番か2番に当てはまるこの基地に対して、そういった規制を全部省けるというのが特区の理由です。1個扱えば、これを扱うと全国的にとか。例えばNHKの受信料もそうでしょう。うちだけオーケーちゅうわけにはいかないんです。

そういう規制、それこそ今いう岩盤規制とか。特区として、それぐらい言ってもいいんじゃないかと。どこに拡張して、隣に町道があって、横に家がある基地があるかというのは、これをやったときには日本ではナンバー1の基地になるんです。だからそういった特別に築城基地を特区指定をしてほしいと。何を本に特区というかと。特区は自治体がするもんなんです。国からどうのとか、そんなの待ってたって来ないと思います。そういったので、やるべきじゃないかと。今津のため、別府地域、近隣の地区のために今こそやるべきじゃないかと。ぜひ頭の中に入れておいてもらいたいと思います。

次に行きたいと思います。もう時間ないんで、教育長、申し訳ない。実は最後のところは正直余り考えてなかったんです。それはもう教育長のほうに全て時間与えてもいいくらいだけど、これからの小学校の将来の在り方とか、あるべき姿、これは次回聞きたいと思います。ただ一つ言いたいのが、今コロナで、新1年生が新1年生らしくなく入学して、非常に大変と思います。ふと思ったことを僕も最後に一言だけ言いたいです。小学校の場合、今先ほどほかの方の答弁でもあったように、体温を図ったり、消毒したり、そんなことをされて、密にならないようにという話を、もう今テレビでもこれは長い付き合いになるんだろうなと、このコロナウイルス。

例えば小学生で、今学校帰りを僕はよく事務所前でも見るわけなんですけど、仲よく帰っているんです。中学校、高校になると、密とか何とかちゅうのはできるかもしれん。じゃあ今密とかそういうのを無視していいとかいうわけじゃないんですよ。その中で、コロナに対しても勉強を踏まえて、消毒とかそういったのを、アルコールなり、次亜塩なりをやって、こうする。小学生の子供がコロナにうつる可能性は非常に低いですよ、うちの町では。都会とか町のほうに行く、電車やバスで通学する小中学生ならいざ知らず。中学生は、ちょっと高校生になると範囲が広いんですが。小学生がもしコロナにうつるちゅうのは親の仕事の関係から流れてくるのがほとんどだと思います。

だったら、まずは小学校で授業も大変とは思いますが、徹底したコロナの教育も踏まえて、対応、そんな密とかどうとか、体育の時間がこうとかじゃなくて、これは長い目で見るということで、まだあれなんですけど、ある意味、もし小中学校でコロナが発生したら、もう休校するしかないんです。即座に休校。それ以外に何もなし。それで今、コロナが落ち着いたというような状態なんで、もう子供たちが全然仲よく帰っているんです。あれを見ると、これが本来なんやけ

どということがあるんで、そういったのを見ながら対応を焦らずにやっていただきたいなと思っております。

もうちょっと時間がないんで、ある時間があと1分だと思うんで、何かしゃべれたら、どうぞ。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） ありがとうございます。この新型コロナウイルスについては、本当に私たちも心を痛めているところでありますけれども、やはり子供たちの育ちは1秒も待ってられませんので、しっかりと子供たちと向き合いながら、教育活動を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩といたします。再開は午後2時10分からといたします。お疲れさまです。

午後1時58分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。8番目に5番、工藤久司議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 通告に基づきまして、一般質問、今回第2回定例議会の最後のトリとして、予告どおりいたしたいと。

まず、本当にこの新型コロナウイルスのやっぱり影響というのは激しく人もモノも全てを凍結というような状態になっているのが現状だと思います。

この質問をする次の日でしたか、築上町から感染者が、29日が確か締切りだった。この町には感染者がいまいませんでしたので、冒頭、やはり町民の努力、行政、全ての人たちの努力によって感染者が出なかったという言葉を用意していたんですが、残念ながら1名が出てしまうと、ただし町長の説明等、またいろんな人から話を聞くと、医療従事者であり、築上町に住所はあるけども、常時は北九州の病院に勤めて寮に入っていたとかいうような話を聞くと、やはりこの町からは本当の意味でというか、感染者というのは本当に防げた、そんな意味を持ちまして医療従事者の方には本当に多大な御努力とおきつい思いをされているんだなということに改めて感謝をせないけんと思っております。

このコロナ対策についてはたくさんの議員さんから質問が出ています。私はこの項目に関して

は簡単に、まず今はまだ半ばとして、ここまで町が行ってきた政策、または国からいろんな交付金とか給付金等が来て行った政策についての今日までの検証をやはりしらなければいけないという思いです。今まで行った政策の中で町長、こういうことをやってこういう成果が出たというのをやはり検証するべきだと思いますし、この点に対して町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 中間総括等とかそういうものはまだやっておりませんが、私の思いでは築上町から感染者が一人も出なかったという形で広報には書かさせていただいたら、ちょうど締切りが5月20日過ぎだった、そのときに一応予想して書いたんです。29日に1名出たということで、本当にこれは北九州の勤務の医療従事者ということで、この医療従事者の方には本当にお見舞い申し上げなきゃいかんと思いますし、また家族の皆さんが発症していないという事実もございまして、本当に1人でよかった、集団感染を防げたというのはよかったかなと思、これもやはり町民の皆さんの心がけの賜物だということで、町民の皆さんに感謝していかなきゃいかんかなと思っているところでございまして。

今後も引き続きまだまだ北九州では感染者が出ております。そういう中で築上町には一応、感染者が出ないということにより一層の心がけを町民の皆さんには呼びかけをしていったというところでございまして、あと国からの給付金というふうな形もございまして。そしてまたよその町でも独自のいろんな政策が出されたということで、苦慮しながら私どももできるだけのことをやっていこうというようなことで商品券とか、それから一つは新生児、4月28日以降に生まれるお子さん、これが対象にならんのはおかしいじゃないかというふうなことから、一応妊婦さんに給付金を出そうというふうなことで出させていただいたところでございまして、これにしても若干やっぱりこの27日には築上町におったけれども、ちょうど6月1日の基準日まで築上町に住んでいなかったんで何とかもらえないか、こういうのはちょっと一つ反省していかんかなということもございまして、あとまた落ちついたらゆっくりまとめて町民の皆さんにもう一回報告をしたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 総括というのはやはり大事じゃないかなという気がします。やってきたことがどういうことでどういう成果があったのかということは必ずしなければいけないと思います。ただ町民の努力というのはしかりなんですけど、行政としての責任としてこういうところまで踏み込んでやったとかいうようなことは必要だと思いますので、ぜひ検証していただきたい。

私は思うんですが、国の対応、県の対応、本当に国、県が地方に丸投げされて、地方が慌てて、

逆に格差がついた状況が今の状況じゃないかなと。先ほど来、10万円の給付金の遅い部分とかいうのも指摘されていましたが、ここはやはり行政のレベルとしてやはり出すものは早く出すという基本が町のレベルとしてやっぱり保っていただきたい。今さら言っても遅いので、今後、第2次補正が云々とか言っていますので、そのときには必ずやどの地域より自治体よりも早く出すという準備をしていただきたいと思います。逆に言えば、ここもチャンスと捉えて、やはり築上町は早かったねというふうなことでチャンスと捉えていただきたいなと思います。

次の、今後起こり得る自然災害ということなのですが、これもいろいろ議員さんから質問がありました。やはり一番問題なのは本当に複合災害とよくテレビ等でも言われています。このコロナウイルスと自然災害がダブルで来た場合に感染の予防対策とか避難所の問題とかというのはやはり町として必ずやらなければいけない、今現在、準備しておかなきゃいけないものだと思います。簡単に課長、もうちょっとだけ課長のほうから今実際取り組んでいる対策を簡単でお願いしたいんですけど。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。今の工藤議員さんがおっしゃったとおりにコロナと自然災害の関係が大変大きな問題になると認識をしております。避難所の運営につきましては、今年度、コロナ対策の関係を含めまして避難所の運営マニュアル等の見直しを行いました。昨日もちょっと申し上げたんですけども、避難所の数も多く設置をしようということと、避難所の運営の職員を増加するというふうに考えております。もし体調の悪い方がいらっしゃいましたら、避難所の中でも元気な方と接触しないような形で避難所の中を隔離するような形で考えております。

また、その対応に当たる職員につきましては、職員にもしその方が感染者であれば、職員に感染するおそれがありますので、職員につきましては防護服等を着用して対応に当たるように運営マニュアル等を直しました。

また、避難所の中で、今までは各自避難者の方が好きなところに座っていただく、もしくは椅子に座って避難をするように行っていたんですけど、最低2、3メートル以上空けるような形で職員のほうは指導をやっていく。

また、昨日も申し上げましたけれども、テントを張ってその中のほうで過ごしていただく、もしくは段ボールの盾を作りまして、そのスペースの中で過ごしていただくように考えております。

ここ最近、国、県のほうからまず避難所の避難の関係で通知が来ておりますのが、まず住民の方に、市町村いわゆる築上町で作成しておりますハザードマップをまず確認してくださいと、ハザードマップを見ていただいて自分の自宅の家が危険性があるのかないのかというのをまず判断

していただきたい。まず、そこまで被害がなければ、例えば2階建てであれば自宅避難というのが第一です。次に、親戚宅、知人宅の避難というのを考えてください。3番目に避難所にお越しいただいた際にどうしても人と接することが多くなるのが私はいやだという場合があれば、車中避難ということも考えてもいいですと、ただし車中避難の場合はエコノミー症候群というまた違った意味での災害等が発生する場合がございますのでそういう部分は市町村職員のほうが周知徹底をして確認をしてくれというふうに通知が来ております。

築上町といたしましては、今年新たに町内にございますホテルAZと避難所の避難者の方を宿泊させていただけるように今打診をしております、了承を得まして、協定書を締結中でございます。

また、町内にはジョイフルがございまして、ジョイフルの工場の横にジョイフルカレッジといまして宿泊施設というかジョイフルの職員の方が研修を行う際に宿泊する施設がございますので、今後ジョイフルのほうにも出向いて行きまして、そういう避難者の方の宿泊施設として活用できないかということを検討中でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今のを聞くと、そういうホテルと提携をしたりとか、ありとあらゆることを想定してやっていただきたい。

それともう一つは、こういう取組をきちっと皆さんに周知をして、課長だけ、職員だけ、我々だけ知っていてもこれは意味がありませんので、今みたいな取組とかそういう起こり得る災害に対しての不測の事態としてこういう取組をやっています、こうやりましょうということをどんどん周知をしていただきたいと思います。

本当に大きな傷になってしまうと治療がたくさんかかりますけど、今から対処していけば傷にならずに済むということを念頭に置いて、自然災害、また今起きている新型コロナウイルスに対する対応というのは継続してやっていただきたいと思います。

この質問は、以上で終わります。

次なんです、学校教育についても大分皆さんが心配しているとおり、今学校はどうなんだろうという中でいろんな話を私も耳にします。

いろいろあったんで、これは小学校5・6年生、中学校1年生にタブレットを445台というのをすごく私も早くしたほうがいいんじゃないかなということだと思います。でも、その裏があって、裏があるというのは、いずれ全員には行きわたるとは思うんですが、これはタブレットを使う授業とか、オンライン授業というのは先生が相当大変らしいんです。4月、5月のこの休校中に例えば講習なり、先生に対してもそういう対策をやったのかやっていないのか。これはた

だタブレットを配っても、こんなのを全然使えない、やらない、家庭環境でこういうことができなところもあるということをやはり加味してこの経緯に至ったのかをちょっとお聞きします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。ただいま工藤議員の御質問でございますけれども、この緊急事態宣言下では研修という形ではおられませんけれども、実はオンライン配信ができないかということは教育委員会、そして校長会のほうでも意見が出てきたところでございます。そこで、今実際に1つモデル的にこの配信システムをつくる、特に中学校の理科、数学等の先生を中心に今取組をしていて配信ができるように準備がもう整いつつあるところでございます。具体的にはもう授業を配信していくというところまでいかなくても何とか子供たちの様子を双方向的に捉えられるようなシステムを今構築しているところでございますので、早急にもうこれは集合研修ができるような状況になりましたら進めてまいりますけれども、こういうことではないと思っておりますけれども、また第2波で休業等になったらすぐにもう配信できるような形を整えているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ぜひ進めていただきたいんですが、先ほど来、皆さん、学校の休校を2か月して、来年の3月までにカリキュラムを消化しなければいけないと、昨日の質問の中に教育長は授業数は土曜日を使ったりとかいうことで確保できましたという確か答弁だったと思います。実際に日程、いつまで1学期があって、いつから2学期が始まってという詳しい日程というのは決まっているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 決まっております。1学期の夏休みの休業の期間ですけれども8日から19日までを夏季休業日としております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ということは、10日間ちょっと、12日間の夏休み。考えられるのは、1年生がやはり初めて学校に来てまだ6月、7月、2か月か3か月したら本来7月から夏休みに学校に行くということになります。

この間、ちょっと教育課長にはお願いをしたんですけど、夏休み中に学校を開くわけだから空調関係、ちょっと聞くところによりますと椎田小学校の空調がちょっと調子が悪いんじゃないかということで相談がありました。課長にすぐ報告をして、これは確認をしておかないと、学校、夏休みがなくなる、学校に行くけども暑いというような状態では違う事故というか病気になったりとかという、1年生、2年生、3年生ぐらいまでというのも可能性がありますので、その確認

はとれていきますでしょうか。空調に関しては大丈夫でしょうか。

○議長（武道 修司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。先日、工藤議員から今のお話をいただいたときにすぐ学校のほうに確認させていただきました。そうすると、教室によってやっぱり効く、効かないが若干あるそうですが、全然効かない、故障しているというわけではないそうです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ということは、新1年生、2年生、低学年といわれている教室の冷房というのは大丈夫ということでもいいんですね。分かりました。では、そこはきちっとお願いします。

次の不登校の現状ということなんですけど、こんな話があって、4月、5月で強制的な不登校になる、誰も行かなくていいんです。不登校児はすごくよかった、誰も行かないので私も行かなくて、今までちょっとどうしようかなという思いはあったけども、2か月間、3月から約3か月間、学校にも行かないので安心したと。ただ6月からいよいよ学校が始まり、5月から分散登校が始まり、そうなるとうやほり行きたかったけど行けない子、逆にせっかく行き始めたけどもまたこれを機会に不登校になってしまっている子というのがいるんじゃないかなと。いつもこの質問をすると、大体うちの町には20人前後ぐらい不登校といわれている小学生、中学生がいるという認識をしていますが、今現時点で不登校とかについての報告を教育長、受けていますか。

○議長（武道 修司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。ただいまの不登校の状況でございますが、学校再開したばかりですので参考に昨年度末の状況でございます。小学校が28名、中学校は31名でございます。そのうち、あおぞら教室、適用指導教室でございますが、通うことができた児童生徒が12名でした。参考なんですけど、6月2日時点で各学校に調査をかけた結果、長期欠席者は21人となっております。それから、適用指導教室には1名が通っているということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） あまり変わっていないんですかね。ということであれば、安心ではありませんが、増えてしまうというのが一番問題だと思うんです。せっかく行きかけた子がこの2か月、3か月の休みでまた逆戻りをしてしまうと。

ただ私の知り合いの不登校の子は高校に上がったんですけど、高校に行き始めたんというんで

す。何でかと親に聞いたら、本人も何で今まで不登校だったか分からんけど、高校ぐらい出とかないかんかなという思いで高校に通い出したそうなんです。親が今まで心配していたけども、そういう気になってくれてよかったというような話を聞いたときに、やっぱり不登校というのは本当に奥が深いので強制的にしても駄目だとは思うんです。

ただし、先ほどの話ですけど、オンラインの授業があると不登校の子にもやはり学ばせる機会というのができると思うんです。ですから、今早急にやっても、オンライン授業を聞いても先生にも余裕もないし、子供にも余裕もない、でもそれがいずれそういう不登校で学校へ行けない子供たちのために授業を学ばせてやるということに関してはすごく重要なものになるのではないかと思いますので、オンライン授業というのを先生にも子供にも無理なく進めていってほしいと思います。

不登校に関しても隠すのではなくて、やはり事実をきちっと先生、教育長もそうでしょうが把握をして、やはりそれをしっかりと受け止めて大人の都合でどうだこうだではなくて子供目線で学校運営に当たっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁はいいです。

続けて参ります。

一連の不祥事についてということで上げております。これ一連の不祥事というのは、今年の6月にもこの質問をさせてもらったときのまま、質問事項で書いてあるとおり、職員が逮捕、また起訴されてしまって、今年の3月に有罪の判決を受けてしまいました。

町長、副町長もそうですが、判決の内容を見ました。この判決の内容に対して町長、副町長、簡単でいいですので感想という言い方はおかしいですけど、思いを、この判決に対しての自分の部下が有罪判決を受けてしまったという悲しい事件、ですから、それに対してこの判決文を見てどう感じましたか。簡単でいいですので、町長、副町長。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 判決の内容を見ましたけど、感想というかコメントは今のところまだ上告審に上訴中ですので、ちょっと述べさせるのは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 裁判については弁護側証人として1回、そして最終日1回、2回、傍聴させていただきまして、結論としましては判決内容はかなり厳しい判決内容ではなかったかなと思っております。それ以上の詳しいことについては高等裁判所のほうに控訴していますので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 昨年の6月も質問をして、本当にこういう答弁なんです。やはり判決が下りて1年6か月という、執行猶予3年という刑を言い渡されているわけです。私もこれはやはり、1年6か月の執行猶予が3年。私も質問をした以上と思ひまして、いつ頃やったですか。課長のところに連絡を取らせていただいているいろいろ話をさせていただきました。そのときに課長から判決文も見せていただいて、いろいろ読ませていただきました。

今日はこの判決文の中に、これってどうなのという項目がやはりあるわけです。そこについての町長、副町長のコメントをもらいたいと思います。どう考えても誰もが思っていると思いますが、課長1人ではできなかった、でも課長に責任が全部行ってしまったという、私はそういう判決ではなかったかなというふうに読んでいます。

まず1点です。同委員会の進行を円滑に行うため完成した告示案を同委員会に諮問する前に委員長である副町長の内諾を得るのが通例となっているという項目がありました。これ、通常です、副町長、こういう通例というのがあるのかなというのが僕的には、本来であれば指名委員長の副町長を例えば工事に関わる課長とか例えば財政課長とかがそういうものを練っていくと思うんです。その中で指名委員会でこれはどうなのということが指名委員会の役割だと思うんです。ですから、ここの副町長に内諾を得るのが通例となっていたということは、もう指名委員会に行ったときにはもう決まっていたということではないんですか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 僕は指名委員会の委員長ですけど、その部分だけを捉えるとかじゃなくて、その全文というか流れを読んできたいなと思っています。そして、この件については判事からも質問もあり、弁護側の質問もあり、私はきちっとその件に関しては答えておりますので、またその内容については多分議事録等が出ておりますので、そこはきちんと読んでいただければ結構だと思います。

今日は答弁を差し控えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 持っています。私も読んでいます。もう何十回と読みました。確かに、この部分だけ切り取るとというのは前後が確かにあります。あるけども、その流れ的にはそれが一連の工事の指名委員会の役割だったんじゃないかなと、そういうふうに読み取れたんです。それは確認しました。

次、当初より業者が築上町に対して受注に向けた種々の組織的働きかけを行っており、そのことは築上町側においても自明である、云々とある。自明というのは、読んでのごとく明らかだったということです。ですから、この後に課長は環境課長になっているんです。見ると2月から

3月ぐらいに実施設計が行われていたけども、それはこの後に課長になった課長はそれをもう分かっている、こういう動きになったんだろうということが裁判所的にどうなのか推認できるという言葉を使っています。推認です、そうだろうという、そういう言葉で締めくくっている。ですから、ここあたりです。うちの町もこの指名でやる業者、公共事業に関して、当然業者さんはこういう事業があるとなったら町長やら副町長、町にやはり働きかけるほうが当たり前だと思うんです。だって、仕事が欲しいじゃない。こういうこと、それは一般企業とすればそんなにめずらしいことではないと思うんです。でも、そこにこういう事件が起こった以上、どういう流れでこうなったかは分かりませんが、裁判所がこういう形で検証しています。検証というか裁判記録にあります。そのあたりというのがやはり指名委員会の役割としてどうなのかなという気がします。本来であればきちっとそういうことも踏まえて指名委員会というものが機能をして公平公明に入札が行われるというのが普通だと思うんですが、このあたりに対しても明らかだった、最初から決まっていたんじゃないかみたいな判決文に対して、町長、副町長どうですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 九電工は私どものところに挨拶も何も来ていないし、その事実私は確認していないんです。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 事件についてというのは、これはもう官製談合の事件ということで、私も先ほど町長も言いましたけど九電工の職員にも会っていないし、ましてや吉元議員についても私のところにこの案件について一度も来たことございませんので、そういうことで推測という形での質問はちょっとやめていただきたいなと思います。

そしてまた、裁判の中で判事から質問されて私も答弁をしていますし、弁護士からの質問に対しても答弁はしておりますので、それはまた議事録があるのかないのか分かりませんが、その答弁を読んでいただければいいかなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 私は事件が起きてしまって、課長がこの当事業者になってしまった根本にあるものは何なんだろうと思うんです。こういう裁判判決文を見ると、やはりうちの町の体質は町長、副町長が、何というか私は悪いことをしたとかそうではなく、もともとそういう体質だったのではないかと。前回も町長に言われる、どうしたらいいですかと言われたが、やはり体質を改善したらいいんじゃないですかということは町長、反問していただいたので、私はそう答えている。

次に、これもまたちょっとびっくりして、職員も上記複数の関係者もそもそも日付について明

確に記憶しているわけではないという項目が副町長あります。行政の一丁目一番地はペーパーじゃない、ペーパー、事跡で残すんじゃないですか。僕、何回か言ったことありますよね。それがないらしいんです。

もう一つ聞きますが、今現在、副町長は休んでいましたが、いろいろな入札が行われたと思います。指名委員会では現在でも日付を分からないような、明確に記憶しているわけではないみたいな、ペーパーでの議事録というものはあるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 指名委員会の内容については議事録はとっておりません。結論だけです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今でもですか。現在も。でしょう。ですから、何で議事録を取らないのかという理由が何かあるんですか。何でかという、こういう事件が起きたやないですか。職員を守るのであれば、職員を守れるものであれば、必ずこういう話はこうしました、どこでしました、こう決まりましたということは残しておかないと、またこういうことは職員さん、起こります。ということをおは心配します。ですから、必ず、議事録残さないという理由が何かあるんですか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） この事件の最中だと思いますけど、不当要求条例の制定をして、職員についてはもし何かそういう不当要求等があればペーパーに起こして私のところに持って来てくれと、そしてもし問題があれば捜査機関にはすぐ速やかに連絡をして対処をするということをしておりましたけども、ペーパーで来たのは1件だけ、（ ）職員のは1件来まして、その案件については速やかに捜査機関のほうに連絡をしてとっておりますし、また私のほうにも不当要求とまではいきませんがいろんな形で来ましたのでその案件について全て捜査機関のほうにはペーパーを含めて連絡をしていますので、そこは連絡を密にしていけばそういうことは対処しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ペーパーで持って来い、副町長、昨年6月もそういう答弁をしています。ペーパーを持って来いと職員に言っているという、これは本当に大事なことですよね。それがなかったから今回こうなったということを言いたいです。何で言わんやっただんかということだと。

でも、現実、指名委員会でやはり議事録を残して、先ほども言いましたが、きちっと公平性を保つ、公明性を保つという形であれば、副町長、やっぱり議事録をとったほうがいいと思います。そこはもう私がとやかく言うことじゃなく、町長、副町長、行政のほうで決めていただければいい。ただ、それをちゃんとしておかないと、指名委員会に入っている職員さん、または今回、事件に巻き込まれてしまった環境課とか当初も指名委員会に入っていないオブザーバー的な人も記録を取ってやらな、また同じような目に遭うかもしれないということをちょっと注意しておきます。

どんどん行きます、時間がない。

次に、これもそうなんですか、確認です。これは私らも弁護士でもないし、検事でもない。指名委員会の事前打ち合わせの中で清掃施設工事了承を追加すべきではないかという提案があったためであるなどと主張をし、これは職員もこれにそう供述するとともにその提案は恐らく副町長が出された旨の供述を本人がしています。これはさっき副町長が言ったようにそうではないという、職員さん、全てそうではありませんと、原課からのという提案をしていますよね。しかし、本人はそういう供述をしているわけです。ですから、そこら辺が副町長としてちゃんとそういう口頭弁論や裁判とかで知りませんでしたということを言っているわけですよね。ということは、課長がやはりやったんだろうということはやはり推認できる、強く推認できる、そんなような言葉だったと。ここはいいです。

本来だとやっぱりそういう清掃施設工事とか800点を900点に変更というのは指名委員会もやはり共有していたんではないかなと、共有しなければいけないんじゃないか。この一部の原課がそういうことを全部段取りをして指名委員会に内諾を得るためにしていったら、そういう工事を8億もの工事を行われるなんていうのは、もう本当に世の中にない。やはりそういうところは慎重に副町長、町長がしっかりと大丈夫かという言い方はおかしいですが、どうなのかということとはきちっと内容に関しても全て決めて責任をとるべきだと本当に思うんです。

本人にいろいろ話を聞く中で本人はこう言っていました。やっぱりよりよいものをつくりたい、亡くなった議員からもいろいろ圧力はあったみたい。やはりいいものをつくりたい、ただその一念で施設工事を入れたほうがよりよい、800点から900点にしても、指名業者は10者ほどあったから、1者、2者であればそこは問題があったんだろうけど、10者ぐらいあったのでこれのほうがいいものができるだろうというアドバイスを受けたのが業者さんが連れてきたコンサルタントの意見を聞いているんです。ですから、そこも裁判では分かっているそういうことをしたんだろうというふうに位置づけられていた。そこはやはり助けてやらなければ、町長、いけなかったんじゃないかなと思うんです。どういうことかということ、清掃業務にしても点数を上げるにしても、これは指名委員会で決まったことだと、これで入札公募して次の一般競争入札が行われ

て取ったんだということを言えないんですか。これは職員を守るのであれば、そういう状況だったわけですから、いやそれは裁判長違うと、検事さん違うと、こうこうこうでこういう件でもってやって了承にしても点数にしてもやったんだと、この場で言っていたら課長が助かったというのはおかしいですが、もっと違う刑になったんじゃないかなと思うんですが、そこは副町長言えなかったんですか。

○議長（**武道 修司君**） 八野副町長。

○副町長（**八野 紘海君**） その清掃工事云々というのは私も存じませんでして、それも私だけではなくて関係職員の意見も聞いたと思うんです。ただ裁判の中ではっきり言えば、もう罪を認めた上で警察調書、判事調書の上で罪を認めた上で裁判になってこうだこうだと、弁護士から来て私もそれに沿ってしまいましたが、結論的には判決文の最後に書いていますけど、反省の色もないというようなことを書かれています、やはり無罪を主張するのではなくてきちんとするんであれば冒頭からそういうことを言い続けてほしかったなと思っています。ただ、それを今、工藤議員がその判決文を見て私がこう言った、ああ言った、職員がああ言ったんじゃないだろうか、こう言ったんじゃないだろうかという中でなくて、それはもう裁判の中でも位置づけられた中ですので、それはもう今度、工藤議員が高等裁判所の中で言って堂々と反論していただければ結構だと思います。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） 私は副町長、判決文を見てしか言っていないです。多少、感情というのはあるけども、書かれていることしか言っていないです。この一番の最後に量刑の理由という項目がありました。読みます。

議員から強い働きを受けた際、それまで同議員がその立場を利用して高圧的な言動をしたり議会の場で意にそぐわぬ者を精神的に追い詰めたりするなどを目の当たりにしていたことから自身はそのような受け身に遭うのを免れたいというところが犯行動機としては大きい。町長はじめ町職員らからによって寛大な署名を求める旨の嘆願書が作成されていることからもうかがわれるように、本人は長年、町職員として真面目に勤務してきた中、本件で失職することが見込まれるなど一定の社会的制裁を受けることが想定されること、本人に前科、前歴がないことなども併せ考慮し求刑が言い渡されたということを最後に締めくくっています。

本当に私も目の当たりにしているし、町長、副町長も私が今まで議会でそういうのを見ています。議員が1人の課長をずっと攻め続けているみたいなことが何回もあります。それを町長、副町長は結局どうもせずに、そういう場を作ってしまった、職員に。そこしか言わない。何でかという、私らが、じゃあこれ課長に全部答えてくださいということをやったら、町長、止めるで

しょう。これは私が答える、そんなこと何回かありました。しかし、亡くなった方ですが、議員が言っても町長、副町長、助け舟を出した記憶は私はないです。だから、こういう事件が起こったというのは、議場の場で起こったというのが一番最初のような形で最後、刑量に書かれている。議場の整理権は議長にあるかもしれないけれども、職員を守るのは町長、副町長じゃない。私らじゃない。ここを強く言いたい。助けられなかったという責任はやっぱり大きいなということですよ。

今、まさに私のところにも課長さんが来て署名活動を、町長知っていますよね、署名。この署名の内容は条例改正をしていただきたい。内容は町長知っているとおり、故意による罪の場合とか重大な過失、一切例外なく職員は失職するので、故意または重大な過失みたいなのを取り除いてくれという条例を町長と議会に上げてきました。私は、職員の方と何回か話した中で言っているのが、今でもやっぱり自分は罪を犯していない、確かに副町長が言ったように、だったら検察の取調べのときに、なぜ意思を貫かなかったのか、そうだと思う。やはり彼にもそこら辺の弱さがあったと思う。ただ、やはり自分を律するというか、そのときに私は違うということに裁判になったときにそれは違うということをしつかりと訴えた上でも結局こういう有罪判決を受けてしまったと聞くけど。

もう時間もないので、次の質問もあるので、時間もないので、町長、どうしましょう。これは議会で今発議をして、私と議長以外は全員発議者としてサインしています。最終日には可決されると思います、条例。どうしましょう、この条例を改正したものをどういう形で活用しようと思っていますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まだ仮定には答えられないので、可決後に検討したいと思っております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 可決後でもいいですよ。でも、僕はいつも言うように、この町には予防する、さっきも言ったけど、そういうあれがないですね。やっぱり対処するんじゃないか、予防という言い方ができるんじゃないのか。予測していきながらやっていくということは大事なことだと思う。町長のどういう態度でやっていくかということ、見ておきます。

町長、最後に通告に防止対策というのを出してあります。町長、副町長、こういうことが起きないように、ではこういうことで防止をしていこうということ、簡単でいいですので、一言ずつ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、この官製談合事件という形であれば、皆さんがこの非常に長い、これはもう略称なんですね、官製談合という。だからこういういろんな法令があります。それぞれ所管する法令をちゃんと勉強するように、いつも言っておるんですけど、なかなかやっ

ぱりそれが徹底できていないということで、常に自分の担当している職務に対しての法令は全て、ある程度網羅して、職務に専念してほしいという形で、これは常に私は訓示しております。職員連絡協議会、それから課長会議というように町議の中でも言うておりますが、特にこの種の問題で、庁舎内での暴力行為があれば、暴力暴言、それから不当要求、そういうのがあればすぐに連絡をしてくれと。そうすれば僕らのほうが対応するからということで、これは口が酸っぱくなるほど言うております。そしてあと、この法令に対して専門家等々から講師を招聘して、勉強会をやっていくというようなことで現在やっておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 公務員ですので、厳しい服務倫理が求められます。まず第一に、役場に入ったときには日本国憲法を遵守しという文章を読ませます。そして、なおかつその意味、地方自治法があり、地方公務員法があつて、その服務については必ず遵守するよという法律がございます。そしてその下に、町の議員さんで言えば政治倫理条例、職員であれば町職員倫理条例というのを求められます。そういう上で、公務員ですので、厳しい規制の中で求められる中で、なおかつ今度、本当はつくりたくはなかったんですけど、不当要求防止条例をつくって、今後、その職員については厳しく戒めるよという形で、そしてその条例をつくった上で官製談合防止について専門家の方を呼んで、職員に講演をやるるところでございます。

そういうところで、もう本当は全職員、身に染みていかなければならないことだと思いますので、これについては時々厳しいことを言うていますので、これについては職員に忘れないよな感覚で求めていきながらと、以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 最後に、職員の皆さんにも注意をしておきます。いろんな入札、例えば随意契約、見積り入札、我々が議会事務局に上がってきている入札結果以外のものってたくさん行われていると思うんです。特に今回のコロナの関係で、急を要するからということでもろんなものを買っていますよね。これっていうのも可能性がある。どういうことかと言いますと、例えば、Aという会社が見積りに入っている。私がそれをタッチした。俺が入れてやったととったら、頼むなって話。それが今度ばれたら、結局その担当課長がまたそういう目に合うということは、やはり考えられるので、担当の課長さんはやっぱりそこが本当に腹を据えて、そういうものに関しては立ち向かっていただきたいと。そこがしないと、第2次というか、また同じようなことっていうのは繰り返される可能性があるのを危惧しますので、そこは町長の、副町長のやはり強い決意で向かってやってください。これは終わります。

次も、本当に、前回のことは結論が出ていませんでしたので、書いてあるとおりです。これは本当、私は町長にどンドン僕はやってほしいということを行いました。ポイントがつくよな、

そういうシステムをつくって、町が先ほども言いましたけど、いろんなものを購入するときに何かいろいろ何とかポイントとか、カードとかあるじゃない。そういうもので買っていくと、ポイントがたまると。マイルについては、町長は御存じだと思うんですけど、ちょっと調べたんです。北九州から大体羽田まで一番オーソドックスなマイルカードで大体片道534ポイント、マイルがつく。ということは、往復で1,068ポイント。ただ、これも何かカードによってポイントのつき方が変わったりとかするそうなんです。お金の換算すると1マイルが、物を買うと1円。ただ、また航空券で利用すると2円高くなるらしいです。そうらしいです。ですから、どんどん活用をして、そういうものでこの次にも書いていますけど、財源を確保するとかというふうなことってというのは、うちの町は取り組めないのだろうかということで、前回は質問した。

町長は、こういうふうに言っています。これは個人的なものだという考え方で、お金をもらったものから個人的にマイルを使ったという感覚で私は使わせてもらっている。現在の規程では、今までもそうせざるを得なかったと思っている。個人的なようで、自分の飛行機代で行ったときは、当然マイルを使いますし、旅費でもらうというのは個人のものだったという考え方でいます。最後に、検討しますと。これはどうなのかと。私は、これは個人でもらったものじゃない、見解がです。築上町町長新川久三にやっていると私は思っている。だからたくさん利用してもいいけど、それを再度使えるような形で運営していかないと、やはり私は書いてある違法じゃないかなと思うんです。

時間もないです。人事のほうにここ3年分の町長、副町長の旅費の行先とか出してもらいました。大体年間に月に1回ペースぐらいですね。町長は1回か2回、行くか行かないか。そこに違いがあって、町長は常に鶴のマークがついている飛行機会社。名前を言ったらあれなんです、鶴のマークです。副町長は北九州から出ている所からほとんど行っている。やはりマイルポイントをためようと思って行っていると思うんです。この業者の。これを自分で使うということは、今の認識として町長、3カ月たちましたけど、どう思っていますか。私のように、これは違法じゃないのか。いやいやそれは違うよという思いなのか。ちょっとお聞きします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には違法ではないというふうに解している。というのが、築上町旅費に関する条例、それから財務規則で、債権者は出張する者に概算払いをすると。資金前渡であれば、一応債権者は旅行会社とか、それから航空会社、それからあとはJR等々の交通機関ということで、それは概算払いという形になれば、基本的には債権者は旅行者、その人が債権者であるというふうなことで、そしてあとは航空会社から付与されるマイルは搭乗者本人に対して支給すると。そして、買うときに支給されれば、逆に買ったとき、役場が買うという形になれば役場に支給されるんですけども、基本的には搭乗者本人にサービスで支給するという形になって

おるといふふうな形になっておるんで、これは法律違反ではないと。

だけでも、道義的にはこれはもうもらわないでいいのか、いろんな議論がございます。じゃあ放棄するという問題もございますが、くれるものならもらって、いろんな足しに、例えば日当の足しにするとか、そういう形も出てこうかと思えますし、それは駄目だという形になれば、日当を減額しながら旅費を決めていくといろんな方法があるので、今からちょっと検討して、それはどうするかというのは今後決定していきたいと、このように思っております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 先ほど、コンプライアンス的な法令遵守というような話を町長はしましたが、本当にどうなんだろう。ちょっと時間もないんですけど、これは課長、結論から言うと町がそういうカードを持てるのか持てないのか。持てないであれば、マイルカードは持てないかもしれない。大体個人にされるものだと。でも、先ほど言ったように、いろんな買い物をする中でポイントを取得することで、1億買ったら1ポイントでも、100万か、そうよね100万円よね。そういうポイントをもらえるということは、会計検査上問題があるのかとか、いろいろあるかもしれないけど、持てないんですか。持てるか持てないかだけ。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。北九州空港で発着をしています2社のほうに問い合わせをいたしました。町といたしましては、法人カードを作成できるというふうに返事をいただきました。ただ、クレジット機能はついているカードとついていないカードがありまして、クレジット機能がついている分に関しましては、うちの財務規則上、持てないということです。クレジットカードの機能がついていないカードは持てるというふうに御返答いただいております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） だったら町長、道義的に厳しいのであれば、そのクレジットカードのついていないカードをつくってやれば、こういう道義的な言い訳をしなくて済むわけです。ですから検討する余地はない。そのとおりにすればいいだけの話です。どんどんして、そういうものをやって、再利用をするっていうことを言いたいために、前回は質問して、こういう話になったんで、そこはポイントをためにいくのか、安い航空会社を見つけるかの二つに一つです。それが今後の財政的なものに少しでも寄与できればいいと思いますので、ぜひ検討をして、やっていただきたいということをお願いしまして、終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本定例会の一般質問は全て終わりました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時08分散会
